

出雲市人権施策推進基本方針の第二次改定について

市の人権教育・啓発を総合的、計画的に推進するための指針として平成 20 年 (2008) に策定した「出雲市人権施策推進基本方針」を本年 3 月に改定しました。

1. 策定の背景

本市では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、平成 20 年 (2008) 3 月に「出雲市人権施策推進基本方針」を策定し、平成 25 年 (2013) 3 月の第一次改定を経ながら、人権に関する施策を総合的、計画的に推進してきました。

今回は、これまでの取組や平成 28 年 (2016) に実施した「人権問題に関する市民意識調査」の結果などから見えてきた成果や課題を踏まえ、平成 20 年 (2008) に策定 (平成 25 年 (2013) 改定) した「出雲市人権施策推進基本方針」の理念を継承しつつも、前回改定後の法令・計画などの動きや新たな課題への対応を含め改定することとしました。

なお、この方針を改定するにあたり、学校教育、社会教育、企業等それぞれの分野から 15 名の策定委員を委嘱し、3 回の策定委員会を経て改定しました。

2. 改定の内容

今回改定では、基本的に前回改定 (第一次改定) の基本理念、重要施策を継承していますが、前回改定後、国において制定された人権に関する法律、「意識調査」の結果から見えてきた部落差別や迷信差別に係る現存認識が薄れてきている傾向及びひとり親家庭の増加といった社会の変化を反映させて改定を行っています。

3. 基本方針の概要

(1) 基本理念

次の理念を掲げ、これまで取り組んできた同和教育の成果を生かしながら、きめ細かい取組を推進します。

◆「共生の心」の醸成
一人一人の個性や違いを尊重し、共に支え合う「共生の心」の醸成に努めます。

◆「人権という普遍的な文化」の創造
人権が人々の思考や行動の基準として日常生活に根づき、次の世代に引き継いでいくことができるような「人権という普遍的な文化」の創造をめざします。

(2) あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

学校や家庭、職場、地域など、あらゆる場を通じて人権教育・啓発を行い、年齢や場面に応じた教育・啓発をすすめ、市民全体の人権意識を高めます。

(3) 重要課題への対応

様々な人権課題の中でも重要課題として同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、患者及び感染者等への施策の基本的方向を示し、その取組を積極的に行います。

(4) 推進体制

市役所担当課で構成する庁内連絡会や各課に配置している同和問題職場研修推進員を中心とした推進体制を整備するとともに、出雲市同和教育・啓発推進会議をはじめ学校、PTAなど様々な推進組織との連携・協力のもと、「基本方針」を総合的・効果的に推進します。

出雲市人権施策推進基本方針 (第二次改定)

平成30年(2018)3月

出 雲 市

出雲市教育委員会

は じ め に

21世紀は「人権の世紀」と言われ、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識となり、人権が尊重された社会を確立するため、人権を尊重し擁護するための諸制度の整備や様々な取組が積極的に進められております。

本市では、平成17年(2005)にまちづくりの指針となる総合振興計画として策定した「21世紀出雲のグランドデザイン」を引き継ぎ、平成33年度(2021)までの市がめざすべき将来の姿と、それを実現するための基本方策と戦略プロジェクトを示す「新たな出雲の國づくり計画『出雲未来図』」を新たに策定し、市民が心豊かな潤いある生活を過ごせるよう様々な取組を進めています。

また、平成20年(2008)3月に人権教育・啓発を総合的、計画的に推進する指針として「出雲市人権施策推進基本方針」を策定し、その後、平成25年(2013)3月の第一次改定を経ながら、この「基本方針」に基づき、学校や家庭、職場、地域などあらゆる場において、人権教育・啓発の取組を推進してまいりました。

近年は、配偶者からの暴力(DV)や児童・高齢者への虐待など社会的弱者への人権侵害の増加に加え、東日本大震災に起因する人権問題など新たな課題も生じています。一方、人権施策に関する法律等も新たに制定されるなど、人権施策を取り巻く状況は、大きく変わってきております。

市では、このような人権を取り巻く社会情勢の変化に適切に対応するため、出雲市人権施策推進基本方針策定委員会でのご審議を経て、このたび、「出雲市人権施策推進基本方針(第二次改定)」を策定いたしました。

今回の改定を機に、さらに積極的に人権施策を推進し、一人一人の人権が尊重され、差別や偏見のない明るく住みよい社会の実現をめざしてまいります。

市民の皆様におかれましては、人権問題を自分自身の問題として捉え、全ての人権問題解決のため、主体的かつ積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

終わりに、この基本方針の改定にあたり、熱心にご審議いただきました出雲市人権施策推進基本方針策定委員の皆様には厚くお礼申し上げます。

平成30年(2018)3月

出雲市長 長岡秀人

第1章 総論	
I 基本方針改定の趣旨	1
II 基本方針改定の背景	2
1 国際的な潮流	2
2 国・県の取組	2
3 本市の取組	3
III 基本方針の基本的な考えと性格	3
第2章 各論	
I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	5
1 学校等における取組	5
2 地域社会における取組	7
3 家庭における取組	8
4 企業等における取組	9
5 市職員、教職員等への人権教育の推進	9
II 重要課題への対応	10
1 同和問題	10
2 女性	14
3 子ども	17
4 高齢者	19
5 障がい者	21
6 外国人	23
7 患者及び感染者等	25
8 様々な人権課題	26
III 施策の推進	31
1 推進体制	31
2 関係機関等との連携	31
3 推進状況の調査・検討等	31
出雲市人権施策推進基本方針の施策体系	32
資料	
世界人権宣言	36
日本国憲法（抄）	40
「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画	42
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	50
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	51
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	56
部落差別の解消の推進に関する法律	58
地域改善対策協議会 意見具申	59
出雲市人権施策推進基本方針策定委員会設置要綱	66
出雲市人権施策推進基本方針策定委員会委員名簿	67
出雲市人権施策推進基本方針策定委員会開催状況	68

第 1 章 総 論

I 基本方針改定の趣旨

昭和23年(1948)12月に国際連合で採択された「世界人権宣言」では、その第1条で「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と全世界に宣言しました。日本国憲法も、その第11条に「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。」と基本的人権を保障し、第14条に「人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」とその平等性を明記しています。

世界人権宣言や日本国憲法の制定以降、人権が尊重される世界の実現のため、様々な取組が行われてきました。その結果、着実に人権意識の高揚が図られてきましたが、その一方、国際社会においては地域紛争や民族紛争、宗教対立などの激化により、世界各地で平和、人権、民主主義を脅かす様々な問題も発生しています。また、我が国においても、日本人の特性としていわれる同質性、均一性を重視しがちな傾向や、非合理的な因習にこだわる意識、心の豊かさが薄れがちな社会的風潮などにより、依然として不当な差別など様々な人権問題が存在しています。加えて、社会の複雑化、価値観の多様化、情報化等に伴い、従来あまり認識されていなかった分野においても人権意識が強く求められるようになり、時には新たな人権問題も生じる時代となっています。

このような人権をめぐる状況の中、行政はもとより、市民一人一人の努力によって、人権が尊重され、差別や偏見のない明るく住みよい社会をつくっていくことが重要です。

本市では、人権尊重の社会の構築をめざして、平成20年(2008)3月に「出雲市人権施策推進基本方針(以下「基本方針」という。)」を策定し、すべての市民の人権が尊重される社会の実現に向けて、学校や家庭、職場、地域などあらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進に努めてきました。

その後、人権を取り巻く国内外の状況の変化、さらに平成23年(2011)9月に実施した「人権問題に関する市民意識調査(以下「意識調査」という。)」の結果を踏まえ、平成25年(2013)3月、新たな課題への対応を含めた基本方針の改定を行っています。

改定後、国において人権に関する法律が相次いで制定されるなど人権問題への取組が進められる一方で、平成28年(2016)10月に実施した「意識調査」においては、特に部落差別や迷信差別に係る現存認識が薄れてきている傾向がみられ、さらに近年は配偶者等からの暴力(DV)や児童・高齢者への虐待といった、より対応の強化が求められる課題に加え、北朝鮮当局によって拉致された被害者等や、無縁社会という言葉に示される社会における人間関係の希薄化、ひとり親家庭の増加といった社会の変化や、東日本大震災に起因する人権問題など、新たな分野の課題が顕在化しています。

このため、今後とも、様々な人権問題の解決に向け、人権教育及び人権啓発のより積極的な取組が求められている状況にあります。

今回は、これまでの取組や平成28年(2016)に実施した「意識調査」の結果などから見えてきた成果や課題を踏まえ、平成20年(2008)に策定(平成25年(2013)改定)した「基本方針」の理念を継承しつつも、前回改定後の法令・計画などの動きや新たな課題への対

応を含め改定を行いました。

Ⅱ 基本方針改定の背景

1 国際的な潮流

人類は20世紀に2度の世界大戦や冷戦後の度重なる局地紛争、難民発生などを経験し、「平和のないところに人権は存在し得ない」、「人権のないところに平和は存在し得ない」という大きな教訓を得ました。今や、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりつつあります。このことから、21世紀が「人権の世紀」と呼ばれるようになりました。

世界人権宣言の後、国際連合（国連）は、「国際人権規約」をはじめ、多くの人権に関する条約や宣言を採択するとともに、「国際人権年」など国際年を定め、また、「国連婦人の10年」など国連の10年の活動にも取り組み、人権が尊重される世界の実現をめざしてきました。さらに、国連は、世界平和の基礎は人権教育であるとの認識のもと、平成6年（1994）の第49回国連総会で平成7年（1995）から平成16年（2004）までを「人権教育のための国連10年」とする決議を採択し、「人権という普遍的な文化」の構築のため、各国政府に対して国内行動計画を定めることを求めました。「人権文化」とは私たちがものを感じたり考えたり行動する際に、人権という視点があたり前になる程に日常生活に浸透している状態といわれています。

現在、この精神は平成17年（2005）の国連総会で決議された「人権教育のための世界計画」に引き継がれ、その計画の第1段階（平成17年（2005）～平成21年（2009年））は、初等中等教育に焦点を絞って人権教育の推進を図る取組が進められました。第2段階（平成22年（2010）～平成26年（2014））では、高等教育における人権教育及びあらゆるレベルにおける教員及び教育者、公務員、法執行官及び軍関係者の人権研修に重点を置いた取組が展開されました。平成27年（2015）からの第3段階では、前2段階に加え、メディア専門家およびジャーナリストを対象とした研修等の取組が行われています。

2 国・県の取組

国においては、基本的人権の尊重を基本原則とする日本国憲法が昭和22年（1947）に施行された後、国際社会の一員として、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）、「児童の権利に関する条約」など多くの国際人権諸条約を締結し、人権尊重の社会形成に努めてきました。

さらに、国連の「人権教育のための国連10年」決議を受けて、平成9年（1997）に『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画を策定しました。ここでは、あらゆる場を通じた人権教育の推進、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題などの重要課題への対応、国際協力の推進などがうたわれました。加えて、平成12年（2000）に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、平成14年（2002）に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的、計画的な推進を図ることとしました。平成16年（2004）には国連の「人権教育のための国連10年」の最終年を迎え、その進捗状況の報告の中で「人権という普遍的文化を構築するため、さらに一層の推進に努めていく」と展望しています。

その後、国連人権理事会の勧告などを踏まえ、平成28年（2016）4月に「障害を理由と

する差別の解消の推進に関する法律」(障がい者差別解消法)、同年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)、そして同年12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)が施行されるなど、人権関連の法的環境が整備されつつあります。

県においては、平成12年(2000)に「共生の心」の醸成と「人権という普遍的な文化」の創造を基本理念とした「島根県人権施策推進基本方針」を策定されました。そして、平成20年(2008)には改定を行い、引き続き、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進しています。

また、県教育委員会は、平成14年(2002)に、真に一人一人の人権が尊重される社会の実現のため、より一層充実した人権教育・啓発の取組と成果を期待して「人権教育指導資料」を作成しました。さらに平成27年(2015)には、学校教育における人権教育のあり方を明らかにし、その充実を図るため、第2集を作成しています。

3 本市の取組

本市では、平成17年(2005)3月に、平成26年度(2014)までのまちづくりの指針となる総合振興計画として策定した「21世紀出雲のグランドデザイン」に基づき、「基本方針」を平成20年(2008)3月に策定し、人権教育と、様々な人権課題についてその解決のための取組を推進してきました。

そうした中、平成23年(2011)10月に斐川町の編入合併により、平成33年度(2021)までの出雲市がめざすべき将来の姿と、それを実現するための基本方策と戦略プロジェクトを示す「新たな出雲の國づくり計画『出雲未来図』」を新たに策定しましたが、この中で「同和問題をはじめとするすべての差別を解消するために、人権・同和教育の更なる充実を図り、お互いの人権を尊重しあう地域社会の実現に努めます。」としています。

これに基づき、「基本方針」も、平成24年度(2012)に改定し、さらに平成29年度(2017)に、人権を取り巻く社会状況等の変化に柔軟に対応するべく第2次改定を行うこととしました。

市においては、同和問題などの具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチに加え、法の下での平等、個人の尊重といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチにより、人権尊重の意識の高揚を図り、様々な人権問題の解決に向けて取り組んでいきます。

III 基本方針の基本的な考えと性格

- 1 この「基本方針」は、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「島根県人権施策推進基本方針(第一次改定)」の趣旨を踏まえ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定に基づき策定するもので、本市が取り組むべき人権教育・啓発の基本的な方向を定め、その施策を推進するための行動計画となるものです。

また、「新たな出雲の國づくり計画『出雲未来図』」及び「同基本計画」はもとより、その他関連する現在の計画等と整合性を保ち、本市で実施する諸施策における人権教育・啓発分野に係る基本的な指針となるものです。

- 2 この「基本方針」は、一人一人の個性や違いを尊重し、共に支え合う「共生の心」

の醸成に努めるとともに、人権が人々の思考や行動の基準として日常生活に根つき、次の世代に引き継いでいくことができるような「人権という普遍的な文化」の創造を理念とします。

- 3 この「基本方針」は、市民一人一人に人権の意義や重要性が知識として身に付くとともに、相手の立場に立って理解することができるような、人権感覚が十分身に付くことをめざし、これまで取り組んできた同和教育の成果を生かしながら、学校や家庭、職場、地域などあらゆる場においてさらに人権教育・啓発が普及・浸透するよう、きめ細かい取組を推進します。
- 4 人権が尊重される社会の実現は、市民一人一人の不断の努力により築きあげられるものであり、すべての人権問題解決に向けた市民あげての主体的な取組を期待するものです。
- 5 この「基本方針」は、社会状況等の変化に柔軟に対応し、必要な見直しを行います。

第 2 章 各 論

I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

市民全体の人権意識を高めていくためには、学校や家庭、職場、地域などあらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進する必要があります。これにより、年齢や場面に応じた教育・啓発が行われるとともに、一人一人が受ける教育・啓発の機会が増え、人権尊重の意識が効果的に醸成されます。また差別を見抜き、差別をなくす実践力を一層高めることができます。

1 学校等における取組

保育所、幼稚園、学校においては、教職員の人権意識の高揚と指導力の向上を図り、児童生徒（幼児を含む。以下同じ。）一人一人が大切にされる教育を推進します。そして、人権尊重の理念に基づき、児童生徒の発達段階に応じて、人権に関する知的理解を深め、人権感覚を高める指導を行い、「自分の大切さと共に他の人の大切さを認める」ことのできる児童生徒を育成します。

また、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の連携を進め、教材や指導方法の工夫、改善を図ることにより、豊かな人間性をはぐくむとともに、学習意欲や学力の向上をめざし、様々な人権課題に対する理解を深め、「いじめ」をはじめとした身近な問題の解決に向けて、主体的に取り組もうとする実践的な態度を育てます。

(1) 基本的な考え方

「同和教育指導資料第19集」（平成8年（1996）3月島根県教育委員会）並びに「基本方針」に基づいて取り組んでいる同和教育を学校等における人権教育の柱として位置づけ、「島根県人権施策推進基本方針（第一次改定）」、「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）（*1）」（平成20年（2008）3月文部科学省）及び「人権教育指導資料第2集しまねがめざす人権教育」（平成27年（2015）3月島根県教育委員会）の趣旨を踏まえ、次のような人権教育を推進します。

① 同和教育の成果を生かした人権教育

同和問題の解決を目的として始まった同和教育は、同和問題をはじめとするあらゆる差別の解消をめざす教育へ発展し、様々な人権問題をその内容として取りあげて教育、啓発してきました。これまでの同和教育の実践の中で培われてきた「理念」「方法」「教材」「研究組織」等を基本とした人権教育を推進します。

ア 「進路保障」への取組

同和地区児童生徒をはじめとするすべての児童生徒の学力向上を図るとともに、進路を阻む要因を取り除き、一人一人が豊かな自己実現を図っていくような総合的な取組を行います。

イ 「差別の現実から学ぶ」基本姿勢

あらゆる人権問題について差別の実態の把握に努め、その現実から教育課題を見出し、その解決に向けた教育実践を行います。

ウ 「同和教育をすべての教育活動の基底に据える」

すべての教育活動を「人権を守り、尊重する視点」と「差別をなくす意欲と実

「実践力を高める視点」から捉え、集団づくり、授業づくり、連携づくり等をすべての教職員で日常的に行います。

②実践行動につながる人権教育

「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」には、人権教育の目標を「一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、『自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること』ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながる」と記されています。

この目標を達成するために、各学校等において、児童生徒の人権に関する知的理解を深めるとともに、自分の人権とともに他者の人権を大切にするような実践行動につながる人権感覚を高める取組を行います。

また、教職員の人権意識の高揚を図るとともに、一人一人の児童生徒の思いや願いを大切にし、すべての児童生徒の人権が保障され、安心して学ぶことができる環境づくりに努めます。

*1「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」・・・文部科学省の調査研究機関である「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」において、学校における人権教育推進のあり方について検討が行われ、検討結果が第三次とりまとめとして平成20年(2008)3月に公表されています。

(2) 重点的な取組

①人権・同和教育推進体制の確立

各種研修会や同和教育啓発指導員の学校訪問等を実施し、教職員の人権意識の高揚と指導力の向上を図り、管理職のリーダーシップのもと、人権・同和教育の推進体制を確立します。

②計画的・効果的な同和問題学習・人権学習の充実

同和問題学習や様々な人権課題に関する学習を年間指導計画に位置づけます。また、学校全体で教材研究等に取り組む校内推進体制を整えるとともに研修の充実を図り、人権課題に対する自己課題化や差別解消に向けての実践化を図る授業づくりを行います。

③異校種・保護者・地域・関係機関等との連携

保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校との連携のもと、発達段階に応じた人権・同和教育を系統的・計画的に実施します。また、人権・同和教育の推進に関し、保護者、地域、関係機関との連携を図ります。

④いじめの解消と不登校児童等の支援

学校等におけるいじめをなくす取組を充実させるために、人を人として大切にする人権教育を推進し、「いじめは人権侵害である」という認識のもと、いじめの未然防止、早期発見に取り組めます。いじめを認知した場合は、学校、行政、保護者が連携して、加害児童生徒への指導や被害児童生徒のケアを行い、早期の解消に向けて取り組めます。さらに、出雲市いじめ問題対策委員会の提言を受けて、いじめ防止等の対策を強化していきます。

また、学校等と関係諸機関との連携のもと、不登校・不登校傾向の児童生徒の支援を充実させます。さらに、家庭、関係機関との連携を図り、虐待や家庭内暴力の早期

発見に努めるとともに、児童生徒の心に寄り添った支援の充実を図ります。

⑤特別支援教育の充実

LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥/多動性障がい）、高機能自閉症などの発達障がいを含めた障がいのある児童生徒については、一人一人の教育的ニーズを把握し、合理的な配慮を行うとともに適切な指導及び必要な支援を行い、特別支援教育の充実を図ります。

⑥啓発活動の推進

人権の大切さを訴える人権作文や人権ポスターの作成に取り組むとともに、人権作文・ポスター集「ひまわり」、人権カレンダー、人権パンフレット「こころつないで」を活用して、さまざまな人権課題の解決に向けた啓発活動を行います。

また、人権作文・ポスター集、人権カレンダー、人権パンフレットの配布や、人権・同和教育に視点を当てた授業の公開などを通して、保護者や地域住民に対する啓発活動を行います。

2 地域社会における取組

地域社会は、共同の作業や互助、親睦・交流などの日常生活を通して、善悪の判断や生活習慣などを身に付けていく学習の場であり、他者の思いに共感したり、相手の立場を尊重する態度をはぐくむ役割があります。しかし、近年、都市化、核家族化、高齢化、少子化などが進む中で、地域の教育力や共同体としての機能の低下が懸念されるようになりました。これに関連して、児童虐待や子どもが巻き込まれる事件の多発、高齢者を狙った犯罪などの問題が深刻化しています。さらに、地域には様々な人権課題があります。封建的な序列を重んじる慣行や習慣、昔ながらの不合理な迷信や因習、男性中心の考え方、あるいは家柄や血筋を重んじる意識などの問題です。

このような中、人権にかかる諸問題の解決を図っていくためには、地域における人権課題を認識し、地域に暮らす人々の連携・協力のもと、一人一人の人権が大切にされる地域社会を築いていくことが重要です。

そこで、学校や家庭との連携を図りながら、地域社会を構成する各種の機関や事業所、地域に住む人々で組織された団体、市議会議員、国・県等の関係機関、報道機関等の相互の連携と学習活動等への参加促進に努めるとともに、幼児から高齢者にいたる幅広い層を対象に、人権問題に関する生涯を通じた学習機会の充実と啓発の推進に努めます。

(1) 基本的な考え方

「同和教育指導資料第19集」（平成8年(1996)3月島根県教育委員会）、「島根県人権施策推進基本方針（第一次改定）」、及び「人権教育指導資料」（平成14年(2002)3月島根県教育委員会）の趣旨を踏まえ、あらゆる差別の解消と人権尊重の精神の確立をめざし、民主的な地域づくりの基礎として人権教育・啓発を積極的に推進し、人権尊重のまちづくりを進めていきます。

(2) 重点的な取組

①コミュニティセンター活動の充実

コミュニティセンターは、地域での生涯学習の拠点としての位置づけに加え、地域の人づくり・まちづくりを行う総合的な拠点としての役割を持ち、生活に密着した諸問題等、地域の課題に適切に対応し、特色ある活力に満ちた地域社会を築く場であることを求められています。したがって、人権尊重のまちづくりにおいても重要な役割

を担っており、コミュニティセンター職員の人権意識がより高まり、コミュニティセンターの活動すべてにおいて人権への配慮が行き届くことは、暮らしやすい地域の創出につながるものです。

こうした観点から、引き続き、コミュニティセンター職員の研修機会の確保に努めるとともに、地区同和教育推進協議会と連携を図り、人権教育・啓発に関わる事業の充実に努めます。

②学習の場の確保と各種団体の連携促進

市民一人一人をはじめ、町内会（自治会）、PTA、女性団体、高齢者団体その他の各種団体において、人権に関する理解と認識を深められるよう、講演会、講座、研修会等を開催し、学習の場の確保に努めます。

また、各種団体が協力して、人権尊重のまちづくりに取り組めるよう、相互の連携促進に努めます。

③指導者の育成と推進組織の活動促進

人権尊重のまちづくりを進めていくためには、地域の中でその中核となる指導者が増えていくことが必要であり、引き続き研修会や講座等の実施・活用を図り、指導者の育成に努めます。

また、地域ぐるみの人権教育・啓発を推進するため、各地区同和教育推進協議会をはじめ、様々な推進組織による自主的・主体的な取組を促進します。

④人権に関する啓発と情報の提供

「広報いずも」をはじめ、多様な広報媒体を効果的に活用するとともに、啓発手法の創意工夫に努め、市民啓発の充実に努めます。

中でも、「広報いずも」に年4回掲載している人権・同和问题啓発広報紙「みちしるべ」については、平成28年(2016)の「意識調査」の結果では、「読んでいる」と答えた人は半数以下となっています。「みちしるべ」は、市内全戸に配布することから、一番対象が多い身近な啓発手法です。より一層紙面づくりを創意工夫し、継続して全戸配布します。

また、啓発ビデオの貸出しや、教材・資料の提供、各種研修会に関する情報の提供を行います。

3 家庭における取組

家庭は子どもにとってすべての教育の出発点であり、基本的な生活習慣や人を大切にす
る心、善悪の判断、とりわけ人権意識をはぐくむうえで極めて重要な場です。

家庭教育においては、親をはじめ家族が偏見を持たず、差別をしない、差別を許さない
など、人権感覚を持って子どもと接することが重要です。また、子育てや介護をはじめ家
事などを男女が協力して分担するなど、家族がお互いを尊重し助け合う意識づくりを進め
ることも大切です。

(1) 基本的な考え方

学校、地域、関係機関、各種団体等の連携を促進し、家族が人権問題を正しく理解し
て子どもに接することができるよう、家庭の教育力向上の支援に努めるとともに、家庭
内における虐待や暴力などの予防や、子育てや家事などへの男女の協力などの推進に努
めます。

(2) 重点的な取組

①学習支援や啓発の推進

家庭教育に関する学習機会の充実や情報の提供、保護者向け人権パンフレットの配布など各種啓発の推進に努めます。

②相談・子育て支援等の事業の実施

子育てや家庭内暴力などの悩みを持つ家族に対する相談事業、子育て支援や子ども支援に関する事業などを実施します。

4 企業等における取組

企業等は、社会生活や文化に大きな影響力を持っており、その社会的責任を自覚し、公正な採用を促進するとともに、公正な配置や昇進、また、いわゆるセクハラ・パワハラといったハラスメント防止の取組などによる人権に配慮した職場づくりを進めるよう、一層の努力が期待されています。

このため、企業等においては、自主的、計画的、継続的な啓発活動が求められています。

(1) 基本的な考え方

企業等における人権尊重に関する自主的な取組を促進するため、企業をはじめ商工関係団体や農林水産関係団体等の様々な研修の場における人権教育・啓発に努めるとともに、関係機関と連携し啓発の充実に努めます。

(2) 重点的な取組

①企業等の研修活動への支援

企業等における研修活動を支援するため、人権に関する講演会や研修会等に関する情報提供や、企業等で実施される研修会への指導員の派遣等に取り組みます。

また、出雲市同和教育・啓発推進会議の企業関係の委員で構成する企業部会と連携し、職場における人権意識の高揚を図り、差別のない明るい職場づくりを推進します。

②関係機関等との連携

企業等において一人一人の能力や適性が尊重され、人権に配慮した職場環境づくりが推進されるよう、国等の関係機関と連携し、公正な採用選考についての啓発や人権に関する各種資料の作成配布等による啓発に努めます。

5 市職員、教職員等への人権教育の推進

(1) 基本的な考え方

人権教育の推進にあたっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人に対して、人権教育に関する取組を強化することが求められています。

特に、市職員及び教職員は、人権に関する責任の重大性を認識し、自覚と使命感を持って職務にあたることが重要です。さらに、地域においても、推進者の役割を果たすことが求められています。

したがって、これら関係者への研修機会の充実を図り、人権教育の推進に努めます。

(2) 重点的な取組

①市職員

市職員は、公務員としての自覚と使命感を持つとともに、人権の保障が行政の根幹であることを認識し、常に人権尊重の視点に立ってそれぞれの職務の遂行に努めることが強く求められています。

このため、本市においては同和問題を人権問題の中での最重要課題とし、毎年、す

すべての職員に対し同和問題職員研修を行うとともに、同和問題職場研修推進員による職場内での啓発推進を行っています。

市職員が人権問題を正しく認識し、それぞれの職務において人権に関わる諸問題に対して適切な対応が行えるよう、各職場に応じて、関連する人権課題について教育を充実します。

また、地域で開催される研修会等に積極的に参加し、推進者として同和教育を推進します。

②教職員

学校等における人権・同和教育の推進にあたっては、指導者である教職員が豊かな人権意識を身に付けるとともに指導力を向上させ、全校体制で推進することが大切です。

そのため、本市においては、管理職や人権・同和教育主任を対象とする研修会を開催し、学校全体で人権・同和教育が推進されるように支援しています。また、同和教育講演会や教育集会所訪問研修会等への参加を呼びかけ、教職員の人権課題の認識を高め、人権意識の高揚を図ります。

さらに、同和教育啓発指導員の学校訪問等により、教職員の人権意識を豊かなものにするとともに指導力を高めるための研修、推進体制の確立を支援します。

③指定管理者他関係団体職員等

指定管理者については、市職員と同様の研修が行われるよう指導、助言を行います。また、関係団体等の職員についても、その監督に係る官庁と連携・協力し、人権教育・啓発の充実に努めます。

II 重要課題への対応

1 同和問題

(1)現状と課題

同和問題は、様々な人権課題の中でも、我が国固有の人権問題です。

昭和40年(1965)の「同和对策審議会答申」は、その前文の中で「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」とし、さらに、「政府においては、本答申の報告を尊重し有効適切な施策を実施して、問題を抜本的に解決し、恥ずべき社会悪を払拭して、あるべからざる差別の長き歴史の終止符が一日もすみやかに実現されるよう万全の処置をとられることを要望し期待するものである。」と前文の最後をしめくくっています。その後、「同和对策事業特別措置法」(昭和44年(1969))、「地域改善対策特別措置法」(昭和57年(1982))、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(昭和62年(1987))に基づき、同和问题解決に向けた様々な取組が実施されてきました。

また、平成8年(1996)の「地域改善対策協議会意見具申」においても、「一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。」と今後の取組の必要性が示されています。

そして、平成28年(2016)12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)が施行され、部落差別を解消するため、国や地方公共団体において相談

体制の充実を図ること、教育・啓発を行うこと、部落差別の実態に係る調査を実施することなどが定められました。

本市では、旧出雲市において、昭和55年(1980)8月に教育委員会社会教育課内に社会同和教育係を設置した後、昭和58年(1983)2月には同和教育室へ、平成3年(1991)4月には同和教育課へ組織を改め、市長部局においても昭和60年(1985)1月に同和対策課を設置し、同和対策事業による生活環境の改善を行うとともに、同和問題を解決すべき人権問題の最重要課題として位置づけ教育・啓発を推進してきました。

昭和62年(1987)に設置した出雲市隣保館では、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすため、生活上の各種相談事業をはじめ、研修会・講演会の開催、人権標語の募集、「隣保館だより」の発行など啓発、広報活動、各種教養講座や「隣保館まつり」開催による周辺地域住民との交流事業などの取組を行い、同和問題解決に向けて大きな役割を果たしてきました。

合併前のそれぞれの旧市・町においては、「同和問題啓発・教育基本構想」等を策定し、同和教育上の課題と取組の方向性を明らかにして、地域や学校等において同和教育を推進してきましたが、平成17年(2005)3月の二市四町の合併、平成23年(2011)10月の斐川町との合併に伴い、それまでの取組に加えて、旧市・町同和教育推進協議会の組織を出雲市同和教育・啓発推進会議に再編・統合し、推進を図ってきました。

そして、平成20年(2008)3月には、本市が取り組むべき人権教育・啓発の基本的な方向を定めた「基本方針」を策定し、すべての市民の人権が尊重される社会の実現をめざし、同和問題の解決、人権意識の高揚に努めてきたところです。

こうした取組により、生活環境などの実態的差別の解消は一定の成果をみえています。また、平成28年(2016)に実施した「意識調査」では、前回調査(平成23年(2011)実施)では低下が見られた「同和問題の解決に対する態度」について、「基本的人権に関わる問題だから、自分も市民の一人として、この問題の解決に努力すべきである」という回答が増加したことや、「これから結婚しようとする人たちの結婚差別に対する認識」について、同和地区の人と知り合い結婚しようとしたとき、親や親せきから強い反対を受けた場合、「意思を貫いて結婚する」の回答が増加したことなどから、学校及び地域社会で取り組んできた教育・啓発についての一定の成果が見られます。

しかし、「自分の子どもが結婚しようとする相手が同和地区の人であるとわかった場合」、34.7%の人が反対の意思を示すなど、結婚問題を中心に差別意識の存在は依然として認められます。また、「出雲市に同和問題はあると思うか」の設問に対して、「ないと思う」「わからない」の回答が増加しており、同和問題の現存認識は低下していることから、今後も心理的差別の解消に向けて、差別の現実に学び、同和問題を正しく理解するための教育・啓発をさらに推進する必要があります。

このほかにも、採用選考時における差別につながる問題事象や、同和問題の解決の妨げとなる「えせ同和行為(*2)」もいまだに発生している状況です。

*2「えせ同和行為」・・・「同和問題はこわい問題であり、できれば避けたい」という誤った意識につけこんで、同和問題を口実にして何らかの利権を得るための「ゆすり」「たかり」等を行う行為を言います。「えせ同和行為」の横行は同和問題に対する誤った意識を植え付け、同和関係者や同和問題の解決に真剣に取り組んでいる人々のイメージを損ね、同和問題の解決を著しく阻害するものです。日頃から同和問題への理解を深めるとともに、不当な要求に対しては容易に妥協せず、最初から毅然とした態度で対応することが重要です。

また、組織全体で対応ができる体制を築き、要求時に強要・脅迫があれば警察など関係機関に通報することが必要です。

《平成28年(2016)「人権問題に関する市民意識調査」の結果から》

- *「同和問題の解決に対するあなたの考え方はどうですか。」の設問に対して、「市民としてこの問題の解決に努力すべきである」と回答した人が、前回調査の41.4%から44.8%に増加し、「自分とは直接関係のない問題」、「自分ではどうしようもない問題」と回答した人は、前回調査の18.7%から14.7%に減少しました。
- *「あなたが同和地区の人と知り合い、結婚しようとしたとき、親や親せきから強い反対を受けた場合、あなたはどうしますか。」の設問に対して、「自分の意思を貫いて結婚する」と回答した人が、前回調査の71.6%から75.3%に増加し、「結婚をあきらめる」と回答した人は前回調査の28.4%から24.7%に減少しました。
- *「あなたのお子さんの結婚しようとする相手が同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうしますか。」の設問に対して、「子どもの意思を尊重し、結婚に賛成する」と回答した人は65.2%（前回調査64.5%）、「親としては反対するが、子どもの意思が強ければ認める」と回答した人は27.8%（前回調査30.0%）、「家族のものや親せきの反対があれば結婚を認めない」と回答した人は4.9%（前回調査3.3%）、「絶対に結婚を認めない」と回答した人は2.0%（前回調査2.3%）でした。

(2) 施策の基本的方向

部落差別解消推進法では、第1条で「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」とし、第2条の「すべての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との基本理念にのっとり、地方公共団体は、「その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努める」としています。今後も、必要な事業については、これまでの施策の成果が損なわれることのないよう適切に推進していきます。

また、今後の同和問題に関する差別意識の解消にあたっては、平成8年(1996)の「地域改善対策協議会意見具申」を尊重し、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、本市がこれまで取り組んできた経緯と、同和教育・啓発の成果を踏まえ、手法の評価や研究を加えることで、なお一層、効果的な教育・啓発などを積極的に推進します。

① 差別意識解消に向けた教育・啓発の推進

ア 学校における取組

すべての学校において、同和教育を基底に据えた教育活動を推進するとともに、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の連携を深め、発達段階に応じた人権・同和教育を実践します。

また、各種研修会によって教職員が豊かな人権意識を身に付けられるようにするとともに、児童生徒が同和問題を正しく理解し、その解決に向けた意欲と実践力を培う同和問題学習を計画的・系統的に実践します。

イ 研修会・講演会の開催等

同和問題を正しく理解し、人間が人間を差別することの愚かさ、醜さを知り、差別は絶対に許されるものではないという認識を深める研修を実施していきます

す。そのためにも、同和問題解決を自分の問題として捉え、差別をなくす行動ができるよう、学習内容の検討と学習方法の工夫に努めます。

さらに、こうした研修を実施するため、指導にあたる者自身の資質向上にも努めます。

また、家庭への啓発を推進するため、広報いずもに年4回掲載している人権・同和問題啓発広報紙「みちしるべ」も紙面づくりを創意工夫し、継続して全戸配布します。

ウ推進体制の整備

市内の多様な団体が連携・協力して教育・啓発が推進されるよう、本市の同和問題解決のための推進母体である出雲市同和教育・啓発推進会議への支援を継続して行います。

また、地域においては、コミュニティセンターとともに地区同和教育推進協議会の取組を支援していきます。さらに、学校やPTAなどが連携し、地域をあげて一貫性のある取組を推進するため、同和教育研究指定事業を継続して実施するとともに、研究指定終了後も取組が継続するよう働きかけます。

エ人材の育成

人権意識が市民の中に広がっていくためには、差別に気付き、指摘して正すことのできる市民や、学習活動や啓発活動のリーダーとして、身近なところで活動する市民（指導者・推進者）の役割が重要です。

地域社会の中で、同和問題を解決するための指導者・推進者を育成するため、実践化につながる体系的な研修会等を開催するとともに、そうした人材の交流や連携を促進し人材の効果的な活用が図られるようネットワークづくりを推進します。

②教育・就労対策の取組

ア同和地区児童生徒をはじめとするすべての児童生徒の進路保障の取組

学校において、保護者・地域・関係諸機関との信頼関係に基づく連携を図り、同和地区児童生徒をはじめとするすべての児童生徒の進路保障に努めます。

また、隣保館における子ども学習会では、同和地区児童生徒一人一人が心身ともに健康で、豊かな感性や情緒を高め、自ら主体的に学ぶ意欲や態度を養い、さらに差別に立ち向かう強い意志を身に付けるとともに、進路への確かな展望をもち、将来をたくましく生きていく力を培います。

イ就労対策の取組

同和地区住民の就職の機会均等等を確保し、雇用の促進、職業の安定を図るため、関係機関と連携・協力し、雇用主に対し本人の適性と能力のみを基準とした公正な採用選考や同和問題についての啓発・研修を行います。また、就職困難者等の積極的な採用について雇用主の理解と協力を求めています。

ウ教育集会所活動の取組

同和地区住民の学習を促進するとともに、同和問題解決の中心的役割を担う行政職員、教職員及び社会教育関係者の人権意識の高揚と指導者、啓発者としての資質を高めるため、差別の現実に学ぶことを目的とした「教育集会所訪問研修会」を継続して実施します。

③隣保館事業の推進

隣保館は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に実施します。そこで、地域住民の実態やニーズを十分に把握し、関係行政機関やボランティア団体との連携をもとに諸問題の解決にあたりるとともに、地域住民の自立支援を行います。

また、各種講座、サークル活動、文化祭などに積極的な参加を促し、住民相互の理解と交流を深め、これらの活動を通じた啓発を推進します。さらに、すべての人の基本的人権を尊重するという意識を高めるため、より幅広く住民が参加できるよう、人権学習の場を提供します。

2 女性

(1) 現状と課題

我が国においては、日本国憲法において、法の下での平等を基本とする個人の尊厳と男女平等を旨とする基本的人権の尊重がうたわれています。また平成11年(1999)には男女共同参画社会基本法を制定し、男女共同参画社会の実現を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけ、様々な取組が進められてきました。

本市においては、平成17年(2005)に「出雲市男女共同参画のまちづくり条例」を制定しました。そして、平成18年(2006)3月の「出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画」(以下「行動計画」という。)の策定後、2回の改定を経て、平成29年(2017)3月に第4次行動計画を策定し、家庭・地域・職場・教育現場での男女共同参画のまちづくりを進めています。

また、平成17年(2005)には、男女共同参画のまちづくりをアピールするために、「男女共同参画都市宣言」を行っています。

平成28年(2016)6月に実施した「男女共同参画社会実現に向けての市民意識調査」では、「男は外で働き、女は家庭を守るべき」といった固定的性別役割分担意識に否定的な人の割合は61.7%となり、平成24年(2012)調査の66.1%よりも若干の意識の後退がみられました。

各分野における男女の平等意識については、家庭で53.3%、職場で52.1%、地域で50.9%が「男性が優遇されている」と回答し、学校教育の場では66.8%が「平等」と回答しています。

また、平成28年(2016)10月に実施した「意識調査」では、女性に関する人権上の問題で最も多かったのが、「男女の固定的な役割分担意識」(34.8%)、次いで「社会や地域に残るしきたりや慣習」(33.1%)、「職場における採用、昇進、賃金等についての男女の差」(31.4%)の順でした。

政策方針決定の場への女性の参画に関しては、平成29年(2017)4月時点での市の審議会等への女性参画率は28.2%であり、県42.4%(平成28年(2016)4月現在)、国37.1%(平成28年(2016)9月現在)と比べても低い状況です。

これらの状況から、家庭・職場・地域などでの男女平等意識は少しずつ上昇してきているものの、固定的性別役割分担を容認する意識は根強く、また、育児・介護などにおける女性の負担感が高く、女性の不平等感の解消には程遠いものと言えます。また、このことは、女性の社会参画が進む今日にあって、その阻害要因ともなっていると考えられます。

男女間の暴力等の問題に関しては、国において平成13年(2001)に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)が制定されました。

これに伴い本市では、DV被害の相談者のほとんどが女性であることから、平成16年(2004)から出雲市女性センターにおいて女性相談窓口を開設し、平成19年(2007)4月からは、専任の女性相談員を配置した出雲市女性相談センターを開設しました。平成21年(2009)3月には「出雲市DV(配偶者からの暴力)対策基本計画」を策定し、平成24年(2012)3月の第2次改定を経て、平成29年(2017)3月には、若年層への啓発、被害者支援の充実を盛り込んだ「第3次出雲市DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画」を策定しました。

DVは年齢、学歴、職業などに関係なく、だれでも加害者、被害者になりうる可能性があり、広く市民に向けた防止のための啓発活動を行っていく必要があります。さらに、若い世代におけるデートDV(交際相手からの暴力)を防止するため、市内の中学生、高校生、専門学校生等へ向けた啓発に努めます。

また、DV被害者をワンストップで支援するため、平成21年度(2009)には市役所内に「女性のための総合窓口」を設置しました。DVが犯罪であるとの認識が徐々に浸透するのに伴い、相談件数は増加傾向にあり、昨今の社会情勢によりその相談内容も多様化している状況です。

(2) 施策の基本的方向

家族形態の多様化や少子高齢化の進展など、地域社会を取り巻く環境が急速に変化している状況の中で、真に心豊かで活力あるまちを創っていくためには、男女がお互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が引き続き強く求められています。

そこで、男女共同参画のまちづくりを総合的かつ計画的に実施するため、「出雲市男女共同参画のまちづくり条例」に基づく第4次行動計画において施策の基本方向を定め、「男女がそれぞれ、認め合い、支え合い、個性輝き、自分らしく生きる、喜びに満ちた出雲」(出雲市男女共同参画都市宣言)の実現をめざします。

① 男女共同参画社会への意識づくり

男女が性別にとらわれず、その個性や能力を十分に発揮し、その責任も分かち合う男女共同参画社会を実現するため、「男は仕事」「女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識の解消や男女共同参画への正しい認識を促すため、啓発に努めます。

② 男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会づくり

社会の構成員の半数を占める女性の意思を公正に反映していくためには、さまざまな分野で方針決定過程への女性の参画を進めていく必要があります。現在、市では、女性の参画がない審議会等が存在するため、引き続き市民への男女共同参画の意識啓発を進めつつ、市の審議会等委員の選出の際は、代表者(役職)に限らない委員選出の働きかけなどを積極的に行い、女性の参画がない審議会等を解消するとともに、男女いずれかの性が40%未満にならない委員構成になるよう努めます。

また、家庭においても、男性の子育て、介護等への参画の実現等、家庭における男女共同参画意識の普及について取組を進めます。

地域においては、今後も、市内全域で積極的、効果的に男女共同参画の地域づくりが進むよう、情報発信と講座企画を行います。また、地域の拠点であるコミュニティセンター職員等の企画力向上を図るとともに、市内の島根県男女共同参画サポーター

とも連携して地域における男女共同参画を推進し、男女共同参画の視点に立った市民団体や女性リーダーの育成にも努めます。

事業所（働く場）においては、長時間労働削減などの働き方改革や、職場における優秀な人材確保の点からも重要とされているワーク・ライフ・バランスについて考え、推進するための啓発を行います。そのうえで、事業所（働く場）内での研修機会の確保をしてもらうよう、今後も、国・県及び関係機関と連携を強化しながら、企業が主体的にポジティブ・アクション（積極的改善措置）（*3）を推進できるよう、積極的かつ継続的に働きかけます。

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するためには、女性を取り巻く環境の整備や支援が必要です。今後、高齢化社会を迎え、多くの人々が直面するであろう介護について、介護のために離職を選択することがないよう、介護と仕事の両立に向けた啓発を行います。また、子育て期の人には、仕事との両立を応援するため、ハローワークのマザーズコーナーの紹介等の就職支援を行い、女性が活躍できるよう取組を進めます。

教育現場においては、固定的な性別役割分担意識をなくすため、子どもの頃から男女共同参画を基本とする教育を引き続き行っていくとともに、将来の社会生活や家庭生活における、それぞれの個人の尊重と責任の重要性を認識する教育を行います。

本市においては、国際化社会が進展し外国人住民が増えてきていることから、引き続き国際交流事業を推進するとともに、市内での生活のサポートを行っていきます。

また、環境や文化、観光、スポーツ、消防・防災、まちづくりなど、市民の暮らしの改善につながるあらゆる分野においても、引き続き男女共同参画を推進し、活動の活性化を図ります。

③男女間の暴力根絶と生涯を通じた心身の健康づくり

配偶者等からの暴力（DV）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、被害者のみならず、養護する子どもにも心理的外傷を与えるなど深刻な影響を及ぼすことから、DVの防止と被害者に対する支援を積極的に行っていく必要があります。

男女間のあらゆる暴力の根絶を図るため、予防啓発活動の積極的な展開と、出雲市女性相談センターの機能充実を図り、DVの防止と被害者支援に努めます。特に、暴力を生まないための予防啓発（中学生を中心とした若年層へのDV防止に向けた啓発）の充実を促進します。

また、男女の心身機能の特性に応じた検診や相談、性の健康教育の充実など、妊娠・出産などに関して男女が互いに理解を深め、性と生殖に関する健康と権利が尊重される取組を進めます。

④推進体制の整備

男女共同参画のまちを構築していくためには、市や市民、事業者、教育機関、地域の総合的活動拠点であるコミュニティセンター、その他関係団体等がそれぞれの責任を認識し、主体的に男女共同参画の取組を行っていくことが必要です。

市職員においても、男女共同参画の視点に立ってそれぞれの職務を遂行し、地域における男女共同参画の推進者としての役割を果たすよう、出雲市男女共同参画推進本部をはじめ、推進体制の強化に努めます。

そして、災害時における男女の人権に配慮した対応など、男女共同参画推進のための環境整備に取り組むとともに、関係団体やコミュニティセンター等との連携を密に

し、市民と一体となった推進体制の整備を図ります。

*3 ポジティブ・アクション・・・社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての、男女間の格差を改善するために、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対して、その機会を積極的に提供すること。

3 子ども

(1) 現状と課題

21世紀を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つことは、市民すべての願いであり、子どもは人格を持った一人の人間として尊重されなければなりません。子ども一人一人が基本的人権の権利主体であることを理解し、子ども自身の思いや願いに気づくことが大切です。

国際連合（国連）は、昭和34年（1959）の国連総会で「児童の権利に関する宣言」を採択し、子どもが必要な権利や自由を享有することができることとしました。昭和54年（1979）を「国際児童年」とし、宣言の履行を加盟国に要請したほか、平成元年（1989）の国連総会で「児童の権利に関する条約」を採択し、子どもの尊厳や生存、保護、発達や自由を保障するため、親をはじめ社会全体で取り組むよう呼びかけています。

国内においては、昭和22年（1947）に児童の健全育成や保護を目的とした児童福祉法が制定され、昭和26年（1951）には、児童の基本的人権を尊重し、その幸福を図ることを目的に「児童憲章」が制定されました。その後、平成6年（1994）に児童の権利に関する条約を批准し、平成9年（1997）には子どもや家庭を取り巻く環境の変化等を踏まえ、保育施策の見直しや、児童の自立支援などを内容とした児童福祉法の改正が行われました。

さらに、平成11年（1999）には、「児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護に関する法律」の制定、平成12年（2000）には、子どもに対する虐待の禁止や虐待を受けた子どもの保護を内容とする「児童虐待の防止に関する法律」の制定など、法整備と諸施策の推進が図られています。

また、平成25年（2013）に「いじめ防止対策推進法」が制定され、法に基づき、いじめ防止基本方針の策定や対策の総合的な実施等、いじめの防止等のための取組が一層推進されることとなりました。

県では、平成17年（2005）に島根県次世代育成支援行動計画（しまねっ子すくすくプラン）の前期計画を策定、平成22年（2010）に後期計画を策定し、子どもの権利保障体制の整備や広報活動の充実、児童虐待防止対策の強化などを盛り込み、10年間の計画的・集中的な次世代育成支援（少子化）対策の取組を進めてきました。

その結果、仕事と子育てが両立できる環境整備が一定程度進みましたが、依然として少子化に歯止めがかからない状況が続いています。

少子化の進行は、経済や社会、地域の発展の可能性を根底から揺るがし、社会保障制度等における現役世代の負担の増大、子ども同士の切磋琢磨や触れ合いの機会の減少による子どもの健やかな成長への懸念など、一人一人の生活に深刻な影響をもたらします。

このような社会情勢の中、子ども一人一人が健やかに成長することができるよう、幼児期の教育・保育、子育て支援の量的拡充・質の向上等に取り組むとともに、出生率が向上し、人口減少に歯止めをかけられるよう、若い世代が安心して働き、希望通り結婚、

出産、子育てができる社会の実現を図る必要があります。

あわせて、虐待を受けた子ども、障がいのある子ども、ひとり親家庭の子ども等の生活面や経済面で困難を抱える子どもを含めたすべての子どもが健やかに成長できるよう、社会的養護体制の充実をはじめとした各種支援体制の強化を図る必要があります。

このような認識に基づき、県では、平成27年(2015)に「島根県次世代育成支援行動計画」「島根県子ども・子育て支援事業支援計画」「島根県ひとり親家庭等自立支援計画」(しまねっすくすくプラン)を策定し、計画的・総合的に少子化対策、子ども・子育て支援、次世代育成支援対策を推進しています。

(2) 施策の基本的方向

核家族化や都市化、共働きや、離婚、別居家庭の増加、さらに少子化など、子どもと子育てを取り巻く環境は大きく変化してきています。この子育て環境の変化に対応して、子どもの成長と子育てを行政だけでなく社会全体で支援し、子育て中の人やこれから子育てをしようとする人たちが、安心して子どもを生み、育て、そして子育てに夢や喜びを感じることができるまちづくりを進めるために、本市では平成17年(2005)2月に「いきいきこどもプラン～いずも次世代育成支援行動計画～」の前期計画を、平成22年(2010)3月に後期計画を策定しました。この計画に沿って、関係機関・団体はもとより、家庭、学校、施設などが互いに連携・協力し、市民が一体となって子どもが健やかに育つ環境づくりを進めてきました。

このような中、国においては、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するため、平成24年(2012)に「子ども・子育て支援法」が制定され、市町村に子ども・子育て支援事業計画を策定することが義務づけられました。

これに基づき、本市では、平成27年(2015)3月に「いきいきこどもプラン～出雲市子ども・子育て支援事業計画～」を策定し、家庭や地域、行政、関係機関・団体、事業者など、子どもと子育てを取り巻くすべての人々が、子どもの育ちや子育て支援に対する関心と理解を深め、それぞれの役割を果たすことで、子どもと親の育ちを協働で見守り支援し、子どもを安心して生み、喜びをもって子育てができる社会の実現をめざしています。

① 「児童の権利に関する条約」などの理解促進

学校等においては、子どもの人権について教職員の認識を深め、児童の権利に関する条約等について発達段階に応じて児童生徒に指導するとともに、保護者への啓発を行います。また、地域においても、同条約などの内容が広く理解されるよう教育・啓発を進めます。

② 乳幼児や児童への虐待防止の取組

平成19年度(2007)に設置した「出雲市要保護児童対策地域協議会」の体制強化を図り、福祉、保健、教育などの多機関のネットワークの中で情報共有を行い、児童虐待の未然防止・早期発見に取り組むとともに、要保護児童等の適切な保護や支援を行います。

また、虐待防止に関する幅広い啓発・広報活動を通して、地域での見守りなど支援体制を進めていきます。

さらに、子どもと接する機会の多い民生委員・児童委員、保育士、教職員等虐待予防に関わる者を対象とした「児童虐待予防と対応講座」を継続して実施し、関係機関や地域が一体となって児童の虐待防止に取り組む環境づくりを推進していきます。

③相談支援体制の充実

少子高齢化の進行や核家族や離婚、別居家庭の増加に加え、人々のライフスタイルの変化と価値観の多様化に伴い、人と人の結びつきが薄れる中で、地域の子育て力、教育力の低下が懸念されています。

こうした現状の中、保護者が地域で安心して子育てできる環境を整えるために、地域での子育ての仲間づくりを支援するとともに、身近な相談者として、子育て経験者を地域の子育てサポーターとして養成・配置するなど、子育てに対する自信の醸成につなげ、子育て力のアップをめざします。

また、子どもの成長・発達に不安を抱える保護者や子どもに接する保育者を支えるために、保健師や臨床心理士の資格を持つ専門職員による支援の充実を図るとともに、成長段階に応じた子どもへの切れ目のない支援のために、保健、教育、福祉等の関係分野の連携体制の推進に取り組みます。

④いじめ問題・不登校への取組

学校では、同和教育を基底に据えた教育活動を徹底し、「いじめをさせない。見逃さない。」という認識を強くもって、いじめを許さない集団づくりを行います。また、家庭・地域と連携し、いじめの未然防止・早期解消に向けた取組を展開します。

児童生徒への適切な支援を図るためには、教職員の児童生徒理解が基本です。そこで、児童生徒理解のための研修の充実と組織的対応に向けた相談体制づくりを推進するとともに、家庭や関係機関との連携を図り、問題行動の未然防止に努めます。また、フレンドシップ事業(*4)を推進し、子どもたち自身の手でいじめをなくそうとする取組を展開します。

不登校児童生徒に対しては、教育支援センター（すずらん教室、光人塾、コスモス教室）での支援を充実させるとともに、その実態に応じて、不登校対策指導員による支援も行います。

また、出雲市子ども・若者支援センターにおいても、不登校などで悩んでいる子どもたちに対する相談体制を充実し、心のケアを図りながら、悩みごとや心配ごとの解決を共にめざします。

*4 フレンドシップ事業・・・学校で起こるいじめをはじめとする様々な問題について、児童生徒が自分たちの問題として捉え、主体的に解決していく集団づくりを支援するために平成19年度(2007)から実施している。中学校の生徒会を中心にいじめの未然防止を図るための研修等を実施している。

4 高齢者

(1)現状と課題

我が国では、平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景として、人口のほぼ4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。また、いわゆる団塊の世代がこれから高齢期を迎えるため、高齢化は急速に進んでいきます。

本市においても、平成29年(2017)3月31日現在で高齢者数は50,658人、高齢化率は28.99%と高齢化が一層進んでいます。

こうした中、高齢者に対する身体的・精神的虐待や介護放棄、経済的虐待など高齢者の人権侵害が問題となっています。また、高齢化が進む中で、認知症の高齢者も増加し

ています。認知症高齢者は、病気が原因で時として周囲の人が予測できない、思いがけない行動や反応を示します。そのため、偏見を持たれたり、誤解を受けることが少なくありません。記憶力や判断力が低下した認知症高齢者は、虐待や悪徳商法などの被害にあうこともあります。

(2) 施策の基本的方向

こうした状況の中、平成29年度(2017)に総合的な高齢者施策の方向性を示す「第7期出雲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」(平成30年(2018)3月)を策定しました。高齢者の身体状況・生活環境の多様化に対応すべく「高齢者が、どのような生活環境にあっても、周囲の人々との関係を保ちながら家庭や地域で自立して住み続けられること」を目標とし、目標の実現をめざしていきます。

①福祉教育、啓発活動の推進

一人一人が心豊かで健やかに暮らせる社会を実現していくためには、福祉の心を実践する態度に結びつけることが大切であり、学校においては児童生徒に対して、生命を尊重する心や人として大切にすることを育てたり、参加・交流型のボランティア活動などを進めたりして、実践的福祉教育を推進します。

また、老人保健福祉週間を中心として、誰もが長寿社会についての理解と認識が深まるよう啓発を推進します。特に、認知症高齢者については、様々な偏見や誤解が存在するため、正しい知識と理解の普及を促進します。

さらに、子ども会等との交流事業など世代間交流を促進し、相互理解や連帯感が深まるよう支援します。

②就労・生きがい対策の推進

高齢となっても、誰もが社会の一員として、役割、生きがい、ゆとりを持ちながら、積極的に社会参加できる支援体制をめざし、国・県と連携して高齢者の就労の機会確保のための啓発を進めます。また、シルバー人材センターの一層の充実や高齢者クラブの育成支援に努めます。

③認知症に対する取組

認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくり、地域でのサポートシステムづくりを行うため、モデル地区を指定し、関係機関と連携を図りながら進めていきます。

認知症サポーター養成講座を学校・職場・地域で計画的に開催します。特に学校・職場を対象にした養成講座を増やします。

「認知症予防のための日常生活で気を付けたいこと」の啓発を、講演会やふれあいサロン等で行っていきます。また、早期発見のために自らチェックする習慣ができるよう普及啓発を行っていきます。

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を高齢者あんしん支援センターに配置しています。

④成年後見制度(*5)

成年後見制度利用の必要性があっても、親族による申立ては期待できない場合には、市長による申立てを行っています。また、経済的理由により成年後見制度の利用が困難な高齢者に対しては、費用の助成を行っています。

少子高齢化や核家族化等、家族形態の変化が進むことにより、親族による成年後見受任が減少し、第三者後見人の必要性が一層増えることが予想される中、新たな第三

者後見の担い手として、地域に暮らす市民が後見活動に携わる「市民後見人」を育成するため、本市では平成25年度(2013)から平成26年度(2014)にかけて市民後見人養成研修を実施し、課程を修了した25名が市民後見人バンクに登録しています。今後も、成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、高齢者の権利擁護に努めていきます。

⑤高齢者虐待への対応

全国的に高齢者虐待は増加傾向にあり、近年は、養介護施設での虐待が表面化するケースが多くなっています。虐待の要因は、家族介護状況の変化による家族介護力の低下や生活困窮、施設職員の人手不足等によるストレスなど多種多様化しています。今後も、既存のネットワークを活用し、高齢者虐待の早期発見や未然防止に努めます。また、虐待を受けた高齢者を保護するとともに、養護者の負担軽減等の虐待防止に向けた支援を行います。

⑥相談支援体制の充実

高齢者あんしん支援センターでは、高齢者の権利擁護の問題や介護予防、高齢者福祉等の諸問題について相談に応じ、情報提供や支援を行います。出雲成年後見センターでは、成年後見制度に関する相談・普及啓発、制度利用の支援等を行います。

*5 成年後見制度・・・認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるとしても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度です。

5 障がい者

(1) 現状と課題

国においては、平成19年(2007)に国際連合の「障害者の権利に関する条約」(障がい者権利条約)に署名し、条約の締結に向けて国内法の整備が進められてきました。

平成23年(2011)8月に障害者基本法が改正され、障がい者差別禁止の理念が明示されました。また、平成24年(2012)6月には「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障がい者総合支援法)に改正され、その目的に障がい者自立支援法での「自立」のかわりに「基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう」と明記されました。

さらに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障がい者差別解消法)が平成25年(2013)6月に成立しました。障がい者差別解消法は、障害者基本法の基本理念にのっとり、「差別の禁止」の規定を具体化するものとして位置付けられており、誰もがお互いの人格と個性を尊重して支え合う「地域共生社会」を実現するため、障がいのある人への差別的取扱いの禁止と、障がいのある人から申し出があった場合には「合理的配慮」をすることなどが定められました。

これらの国内法の整備の充実がなされたことから、平成26年(2014)1月、障がい者

権利条約の締結に至り、我が国の障がい者の人権の確立に向け、全国各地での取組の強化による障がい者差別の解消が期待されています。

本市において平成28年(2016)に実施した「意識調査」において、障がい者の人権を守るために必要なこととして、「障がいのある人を正しく理解するための教育や啓発活動」、「障がいのある人の働く場所を増やす」の二つが大きく取り上げられています。

障がいのある人が住みなれた地域社会の中で自立して生活するとともに、社会に参加し、障がいのない人と同等の活動ができる社会を実現するためには、一人一人の心の中のバリアフリーの推進や障がいを正しく理解するための教育や啓発活動が不可欠です。

(2) 施策の基本的方向

本市では、障がい者や高齢者の自立や社会参加を妨げている様々な障壁(バリア)を取り除く(フリー)ための「心づくり」「地域づくり」「都市づくり」を推進するため、「出雲市福祉のまちづくり条例」(平成9年(1997)3月)を制定し、また、「障がい者の望む地域生活の支援」を基本目標とする「第5期出雲市障がい福祉計画・第1期出雲市障がい児福祉計画」(平成30年(2018)3月)を策定しています。今後もこの考えに沿って、障がい者等に対する理解と思いやりの心をはぐくむよう、教育・啓発を推進します。

①障がい者の地域生活を支えるための支援体制の充実強化

障がい者の主体的な生活を尊重し、自己選択、自己決定を支援するために相談体制の充実、強化を図ります。障がい福祉サービスを利用している障がい児、者について全員にサービス等利用計画を作成し、本人の目標に沿って総合的にサービスが利用できるように努めていきます。

また、障がい者自身が望む生活を支援し、利用者主体のサービスについて提供体制の整備を進めます。また、身近な地域におけるサービスの拠点作りやインフォーマルサービスを含めた多様な社会資源の活用を図り、障がい者の生活を地域全体で支えるソーシャル・サポート・ネットワークシステムの実現をめざします。

さらに、入所施設での生活を送っている人や、社会的入院状況にある人が、地域での充実した生活を実現できるように、退院促進事業、障がい者住宅入居等支援事業を活用し、地域移行、地域定着を進めます。

②権利擁護

障がい者の財産管理や人権の問題については、いずれも権利擁護センターによる「法律相談」、「一般相談」の活用や、障がい福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービス等を行う日常生活自立支援事業、成年後見制度の利用支援実施など、積極的な対応を図ります。

平成24年(2012)10月に障がい者の虐待の通報に対し、24時間体制で対応する虐待防止センターを設けました。障がい者虐待の予防のための啓発活動を行っています。

また、平成28年(2016)4月に障がいを理由とする差別に関する相談窓口として障がい者差別相談センターを設置しました。障がい者差別の解消や紛争解決に取り組みます。

③就労機会の拡大

障がい者就業・生活支援センターとの連携や障がい福祉サービスである就労移行支援の利用などにより一般就労を推進するとともに、障がい者雇用の機会の拡大を図ります。また、一般就労に結びつかない場合も、福祉的就労の機会の拡大、工賃アップ

を図ります。

④「ノーマライゼーション(*6)」の理念の普及啓発

障がい者差別解消出前講座の実施や、あいサポート運動を推進し、様々な障がいの特性や障がい者が困っていること、必要な配慮などへの理解を深めるための啓発に取り組めます。

「障がい者の日」、「障がい者週間」、「人権週間」、「精神保健福祉普及運動」を中心に、総合福祉芸術文化祭「はあとピアいずも」の実施、障がい者や関係団体及び県と連携して、「心の輪を広げる体験作文・障がい者の日のポスター」募集、障がい者フェスティバルなど各種啓発事業を実施し、障がい者との交流により、ノーマライゼーションの一層の定着を図ります。

⑤福祉教育・特別支援教育の推進

市内の小、中学校において、子どもたちが障がい者福祉について学ぶとともに、障がい者との地域での交流やボランティア活動など福祉教育を通して、障がい者に対する理解と認識を深めます。

また、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥/多動性障がい）、高機能自閉症などの発達障がいを含めた障がいのある児童生徒については、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育の充実を図ります。さらに、障がいのある児童生徒への教育にとどまらず、障がいの有無や個々の違いを認めつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成をめざすため、インクルーシブ教育システム(*7)の構築を図ります。

*6 ノーマライゼーション・・・障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活を送れるような条件を整え、共に生きる社会を実現すべきという考え方。

*7 インクルーシブ教育システム・・・障がいのある者と障がいのない者が可能な限り共に学ぶ仕組み。

《出雲市における障害の表記について》

出雲市では、平成20年(2008)9月1日から、市が作成する文書等について、「障害」という言葉が「人」や「人の状況・状態」を表す場合は、「害」をひらがな表記し、「障がい」と表記することとしています。本基本方針においても、この取扱いによりひらがな表記することを原則としています。

なお、法令条例等や、団体、施設の名称等の固有名詞は、従来どおり「障害」と表記しています。

6 外国人

(1) 現状と課題

本市は「世界を結ぶご縁都市」として、世界に開かれたまちづくりを進めており、国際姉妹友好都市として、サンタクララ市（アメリカ）、漢中市（中国）、エビアン市（フランス）、カラヨキ市（フィンランド）、ダンレアリー・ラスダウン市（アイルランド）の5都市と交流を展開しています。これに加えて、市内には数多くの民間国際交流団体があり、それぞれが個性的な国際交流活動を行っています。

我が国は、本格的な少子高齢化が進展し、人口減少時代を迎えています。一方で、企

業・経済活動のグローバル化、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催等により、国境を越えた「人」の移動がさらに活発化してくることが予想されます。

本市における平成29年(2017)3月31日現在の外国人の住民登録者は、30カ国3,126人で市の総人口に占める割合は1.79%となっています。世界同時不況のあおりを受け、多くの外国人派遣労働者が職を失ったことにより一時的に大幅に減少しましたが、近年、増加に転じ、10年前に比べ、約1.5倍となっています。

このため、外国籍の子どもも増え、公立小中学校で日本語指導が必要な児童生徒は130人以上となっているため、県・市で協力し、指導者を増員するなどの対応をしています。

こうした中、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」では、「我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題が発生している」と述べられており、外国人の人権問題が大きな課題となっています。また、生活習慣や文化の違いによる誤解や偏見に加え、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチとして社会的な関心を集める中、平成28年(2016)6月には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が施行されました。

(2) 施策の基本的方向

国際交流の進展、在住外国人の増加に伴い、他国の人や文化に触れる機会が増えてきています。本市では、「互いの国籍や民族・文化の違いを尊重し、共に暮らす多文化共生のまち」の実現をめざして、教育・啓発を進めます。

① 差別意識解消のための教育・啓発の推進

外国人差別を解消するため、社会教育・学校教育の場はもとより、企業などにおける研修など様々な場面で「外国人だから」との決めつけや思い込みによる差別がなくなるよう、教育・啓発活動を推進します。

ヘイトスピーチに関しては、ヘイトスピーチ解消法の趣旨を踏まえ、文化の多様性を認め、言語、宗教、生活習慣等の違いを正しく理解し、尊重するための積極的な啓発活動を行います。

② 在住外国人と共に生きる「多文化共生」の地域社会づくりの推進

平成28年(2016)6月に策定した「出雲市多文化共生推進プラン」に基づき、日本語教室を開催する民間ボランティア団体への支援等、外国人住民に対するコミュニケーション支援を行っています。また、多文化共生の地域づくりのため意識啓発を継続的に実施します。

すべての人が健康で生活するために、乳幼児の健診や訪問の際に通訳を派遣するなどの生活支援や、医療・介護・福祉サービスにおける多言語対応を進めて行くこととしています。

③ 外国人のための相談体制の充実

本市では、現在、市内在住外国人の約3分の2を占めるブラジル人の支援のためポルトガル語通訳を市役所に配置し、行政サービスにおける言葉の支援を行っています。また、しまね国際センターと連携をとり、ボランティア通訳の紹介や出前相談会の実施継続により課題の解決に取り組みます。このほか、法務省が設置している「外国語人権相談ダイヤル」をはじめとする各種相談情報をソーシャルネットワーク等により周知します。

7 患者及び感染者等

(1) 現状と課題

医学的に見て不正確な知識や思い込みによる過度の危機意識の結果、患者及び感染者等に対する偏見や差別意識が生まれ、様々な人権問題が生じています。

エイズは、医学的な解明が進み、感染力が弱いことや限られた感染経路であることから予防が可能なこと、また、H I V感染者であっても治療技術の進歩により、発症が抑制できることなどがわかってきています。現状では、エイズに対する正しい医学的知識の普及・啓発がまだまだ不十分なため、患者や家族に対する偏見や差別など、人権上の問題が生じています。

特にH I V感染者やエイズ患者については、医療拒否、就職や入学の拒否、解雇に至るなどの不利益を受けることがあります。通常的生活を送る限り、いたずらに感染を恐れることはないことを啓発していかなければなりません。

また、ハンセン病患者は、平成8年(1996)に「らい予防法」が廃止されるまで、療養所への強制隔離等が行われるなど、患者本人や家族、親族まで偏見による差別を強く受けてきました。医学的な技術の発展により、治療法が確立され完治すること、感染力がきわめて弱く通常的生活を送る限り感染しないこと、遺伝はしないことなど明らかになっています。このことから、一層の正しい知識の普及と啓発活動が必要となっています。

また、感染症や難病等の疾患を有する患者も、正しい医療知識の不足から、就職・就業差別、結婚問題等の人権上の問題が生じています。

さらには、ジカウイルス、デング熱などの新たな感染症の発生や国内での流行等もみられることから、医学的な知識や対応方法について関係機関と連携し、迅速かつ正確に情報提供する必要があります。

そして、患者が病状や治療について説明を受ける権利や主体性を持って治療を受ける権利（インフォームド・コンセント(*8)やセカンドオピニオン(*9)）など、患者の人権と主体性を尊重した医療のあり方も求められています。

*8 インフォームド・コンセント・・・医師が患者に対し、病状や治療目的、危険度などを十分に説明し、同意を得てから治療などを行うこと。

*9 セカンドオピニオン・・・自分の病状や治療方針について主治医以外の医師の意見を求めること。

(2) 施策の基本的方向

どんな病気であっても、患者及び感染者やその家族ということによって、人は差別されてはなりません。病気に対する正しい知識の普及をめざし啓発活動を推進し、患者の人権に配慮した医療が行われるよう啓発に努めます。

① 正しい知識の普及

感染症患者の人権を重視した「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の趣旨に沿って、感染症等に関する正しい知識の普及や情報の提供などに努め、誤解や偏見、差別意識の解消を図ります。特に若い世代に対しては、学校等と連携し、H I V感染症や性感染症についての教育・啓発を進めます。

②患者一人一人を尊重した医療の実現

出雲市立総合医療センターなどにおいて、「診療情報の提供等に関する指針」や「出雲市個人情報保護条例」に基づき、患者情報の適切な管理を行うとともに、個々に応じたインフォームド・コンセントやセカンドオピニオン体制が整うよう努めます。

8 様々な人権課題

①犯罪被害者とその家族

犯罪被害者やその家族は、事件の直接的な被害だけでなく、これに付随して精神的、経済的被害など様々な被害を受けている場合が多く、一部のマスメディアの行き過ぎた取材や報道などによって深刻なストレスを受けるなど、被害後、新たに生じる様々な問題にも苦しめられています。

平成17年(2005)には、犯罪被害者等基本法が施行され、犯罪被害者等への支援が、国、地方公共団体、国民の責務とされたことから、社会全体で犯罪被害者等を支援していくことが求められています。県では、平成18年(2006)に施行した「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」及び「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」において、犯罪被害者等支援の推進を図ることとしています。

こうした状況を踏まえ、関係機関との連携を図り、犯罪被害者等の人権についての正しい理解と認識を促進するとともに、犯罪被害者等の支援に努めます。

②刑を終えて出所した人等

刑を終えて出所した人や執行猶予の判決を受けた人に対しては、根強い偏見や差別意識があり、本人に更生の意欲があっても、就職や居住などの面で社会に受け入れてもらえないなど、現実には極めて厳しい状況にあります。また、その家族の人権が侵害されることもあります。

こうした状況を踏まえ、平成28年(2016)12月には「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、犯罪をした人等の社会復帰や再犯防止に関する啓発についての施策を講じることが定められました。刑を終えて出所した人たちが地域社会の一員として円滑な社会生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族や職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が必要です。

刑を終えて出所した人の社会復帰が阻まれたり、その家族の人権が侵害されることのないよう、偏見や差別の解消に向けた啓発に努めます。

③インターネットによる人権侵害

高度情報化に伴うインターネットの急速な普及は、利用者に大きな利便性をもたらす反面、発信者の匿名性、情報発信の容易さなどインターネットの持つ特性により、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現、個人や集団にとって有害な情報が掲載されるなど、人権に関わる様々な問題が発生しています。

平成28年(2016)に実施した「意識調査」の結果では、関心のある人権課題について、「インターネットによる人権侵害」をあげる人の割合が29.8%（前回調査21.0%）と関心が高まっています。

国は、平成14年(2002)に、インターネットでプライバシーや著作権の侵害があったときにプロバイダが負う損害賠償責任の範囲や、情報発信者の情報の開示を請求する権

利を定めた「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）を施行し、これに合わせて「プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」を作成することにより、重大な人権侵害事案に関しては、法務省人権擁護機関が直接プロバイダ等へ書き込みの削除を行うようにするなど、個人情報の適正な取扱いの徹底や被害者の迅速な救済に向けた法整備を進めています。また、平成26年(2014)には、プロバイダ責任制限法の特例及び被害者に対する支援体制の整備等を内容とする「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が施行されました。

事案に応じて適切に対応できるよう法務局等関係機関と連携を図るとともに、インターネットの特性とその影響を認識し、情報の収集・発信における個人の責任や遵守すべき情報モラルについての理解が深まるよう啓発に努めます。

④性同一性障がい者の人権

性同一性障がいは、生物学的な性別（身体の性）と心理的な性別（こころの性）との間に食い違いが生じた状態のことをいい、世界保健機構（WHO）の国際疾病分類の中に位置づけられています。

我が国においては、平成9年(1997)に「性同一性障害の診断と治療に関するガイドライン」が策定され、医学的治療の対象となっています。また、平成16年(2004)には、「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」（性同一性障害者特例法）が施行され、性別の変更も認められるようになりました。

しかしながら、性同一性障がいの治療が可能な医療機関の整備は十分とは言えません。そして、性同一性障害者特例法による性別変更の要件のうち、「現に子がいないこと」は平成20年(2008)の法改正により、「現に未成年の子どもがいないこと」に緩和されましたが、他にも性別適合手術を終えていることなどの要件を満たす必要があり、性別の変更は容易ではありません。

さらには、性同一性障がいを抱える人々は、その障がいに対する周囲の理解が不足しているため、日常生活の様々な場面で差別や偏見の眼差しで見られることが多く、就職をはじめ日常生活の中で、自認する性での社会参加が難しい状況にあるだけでなく、偏見により嫌がらせや侮蔑的な言動をされるなど、強い精神的な負担や、様々な不利益や差別を受けることがあります。

平成28年(2016)に実施した「意識調査」でも性同一性障がい者の人権上の問題について、40.4%の人が「性同一性障がい者に対する理解が足りないこと」と回答しているように、性同一性障がい者に対する理解が不足している現状です。

性同一性障がいについて、この問題の解決に取り組む民間の団体とも連携・協力して、正しい理解の促進と差別や偏見の解消に向けた啓発に取り組むとともに、社会の正しい理解のもとで、自分らしい生活を営むことができるよう環境の整備に努めます。

⑤プライバシーの保護

平成28年(2016)に実施した「意識調査」の結果では、関心のある人権課題について、「プライバシーの保護に関する問題」をあげる人の割合が31.2%（前回調査21.0%）となり関心が高まっています。

プライバシーをめぐる問題は、個人の尊厳と基本的人権に関わる重要な問題であり、

個人のプライバシーを最大限保護することが必要です。

しかし、近年の情報通信社会の進展に伴い、様々な分野で個人情報を利用したサービスが提供され、社会生活が大変便利なものになっている反面、個人情報の取扱いやプライバシーの侵害に対する不安が高まってきました。

このような状況を踏まえ、個人の権利利益を保護するために、国においては、平成17年(2005)に「個人情報の保護に関する法律(平成27年(2015)一部改正)」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」を全面施行されました。本市においても、市が保有する個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めた「出雲市個人情報保護条例」を同年に施行しました。

今後も、これらの法令等が守られるよう周知、啓発に努めるとともに、個人の権利利益の保護を図っていきます。

⑥「きつねもち」迷信差別

出雲地方には、家筋や血筋にこだわりを持つ「すじの問題」がみられます。なかでも、「きつねもち」という家筋で結婚差別をする特有の迷信差別が根強く残っており、大きな人権問題となっています。

このことは、「意識調査」において、きつねもちの家という理由で結婚に反対することに、「当然」、「仕方ない」と回答した人が約3割を占めていることから、依然として差別が存在していることがわかります。

「きつねもち」迷信差別とは、江戸時代中期ごろ、農村部において貨幣経済の浸透から、階層分化が起こり、急激に裕福になり、資産を持ち、農村社会で支配権を持つようになった人たちを、没落した農民がねたみ、「きつねを使って財産を増やして金持ちになった」という言い方で排除、非難し、かつ抵抗し始めたことから起こったものとされています。

こうしたことから、「きつねもち」の家筋という全く根拠のない迷信が、排除と差別として、農村社会に根づいたものとされています。

したがって、こうした合理的理由や科学的根拠のない「きつねもち」迷信差別について、その成り立ちや背景を学ぶことが大切であり、早期解決を図るため、市民の正しい理解と認識を深め、自分たちの問題として取り組めるよう啓発活動に取り組みます。

さらに、差別を温存・助長する原因となる、古くから社会に存在する様々な迷信や因習についても、決して鵜呑みにせず、合理的な考え方のもとに正しく理解し行動することにより、差別の解消に繋げていくよう啓発を進めます。

⑦アイヌの人々

アイヌの人々は、北海道を中心とした地域に古くから住み、独自の文化や生活様式をはぐくんできました。しかし、明治政府によって、アイヌ独自の言葉や文化、信仰、生活習慣の一切を禁止する同化政策が行われ、その独自の文化が失われてしまいました。

平成9年(1997)に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定され、アイヌの人々の民族としての誇りを尊重する権利を保障しています。また、平成20年(2008)には、アイヌ民族を先住民族と認め、地位向上などの総合的な施策に取り組むことを政府に求めるため、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会で採択されました。

こうした法律や決議の趣旨に沿って、アイヌの人々への理解と認識が深まるよう啓発に努めます。

⑧北朝鮮当局によって拉致された被害者等

北朝鮮に拉致された日本人は、平成14年(2002)に帰国が実現した5名を含む日本政府が拉致被害者と認定している17名のほか、北朝鮮の拉致の可能性を排除できない人は平成28年(2016)12月1日現在で883名にのぼります(政府広報オンライン掲載)。

国においては、平成18年(2006)に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定し、問題の解決に向け対処しており、地方自治体においても国民世論の啓発を図るよう求められています。

このため、国や県と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する啓発に努めます。

⑨ホームレスの人権

ホームレスとなっている人々の理由として、失業や疾病による収入の減少、貧困、借金などの背景があり、年齢層も中高年だけでなく、若年層や女性にも広がってきているといわれています。ホームレスになることを余儀なくされ健康で文化的な生活を送ることができない人が多数存在し、地域社会とのあつれきが生じつつある状況を踏まえ、平成14年(2002)に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が10年間の時限法として施行され、平成24年(2012)6月に5年間、平成29年(2017)6月に10年間、その期限が延長されました。平成25年(2013)には、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が策定され、また、毎年ホームレスの実態に関する全国調査が実施されています。

平成29年(2017)の全国調査における島根県の実態では、ホームレスと確認できた人は0人となっていますが、これまで経済的な自立や生活自立のため、生活保護制度による支援を行っており、今後も市内のホームレスの実態把握に努め、必要な個別支援、相談対応等を行うとともに、様々な人々の生活を支援するため、関係機関との連携を図り、地域福祉等の推進に取り組みます。

⑩人身取引(トラフィッキング)事件の適切な対応

国際連合において、平成12年(2000)に「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」(国際組織犯罪防止条約人身取引議定書)が採択されています。

我が国においても、風俗営業所等が雇用している外国人に、売春を強要するなど反社会的行為が発生しており、刑法の人身売買罪や売春防止法及び入管法違反及び入管法違反(不法就労助長罪)等で検挙される事件が後を絶ちません。

こうした人身取引を撲滅することが国際的に重要な課題であり、我が国が受入れ国として非難されている現状について、市民への啓発に努めるとともに、被害者からの相談や保護を求めやすい環境づくりを推進します。

⑪日本に帰国した中国残留邦人とその家族

中国残留邦人は、昭和20年(1945)当時、中国の東北地方(旧満州地区)に居住していた開拓団などの日本人のうち、第二次世界大戦末期の混乱により、肉親と離別するなどの事情から、終戦後も中国にとどまることを余儀なくされた人で、帰国までに長期間を要したことから、多くの人が、言葉、生活習慣、就労等の面で様々な困難に直面することになりました。

このため、日本に帰国した中国残留邦人とその家族については、地域社会における早期自立の促進及び生活の安定を図るとともに、その正しい認識と理解を進める啓発を行います。

⑫性的指向（同性愛など）に係る問題

性的指向とは、性的意識や恋愛感情が同性に向くのか異性に向くのかという人間の性に関わる意識や感覚のことをいいます。そして、性の指向は人によって一様ではありません。

しかし、性愛の対象として、異性にではなく同性や両性に対して愛情を抱く人々は、少数であるがために差別や偏見の眼差しで見られたり、場合によっては職場を追われることさえあります。

我が国においては、性的指向に関わる差別や人権侵害が存在していること、また、それが解決されなければならない問題であるという認識は定着していません。

こうした差別を解消するためには、私たち一人一人が個性の一つとして性的指向を捉えていく必要があります。

このため、性的指向を理由とする偏見や差別をなくし、正しい理解と認識が深まるよう啓発に努めます。

⑬東日本大震災に起因する人権問題

平成23年(2011)3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、大津波の発生により東北地方と関東地方の太平洋沿岸に壊滅的な被害をもたらし、未曾有の大災害となりました。また、地震と津波に伴い発生した福島第一原子力発電所事故により、周辺住民の避難指示が出されるなど、多くの人が避難生活を余儀なくされました。

被災地の復興は進みつつありますが、その一方で、避難生活の長期化に伴うトラブルや、福島第一原子力発電所事故による放射性物質の外部放出に伴い、周辺住民が避難先において根拠のない風評に基づく差別的扱いを受けるなどの人権問題が発生しています。

法務省では、人権啓発活動年間強調事項として掲げ、風評等に基づく人権侵害事案の予防のための啓発活動を実施するとともに、相談、調査救済活動に取り組んでいます。

一人一人が正しい知識と人権意識を持ち、問題を解決していくとともに、新たな人権問題の発生を防止していくよう啓発に努めます。

⑭その他の人権課題

その他この基本方針に掲げていない様々な人権課題や、今後新たに対応すべき人権課題などに対して、あらゆる機会を通じて、人権意識の高揚を図り、差別や偏見をなくしていくための施策の推進に努めます。

Ⅲ 施策の推進

1 推進体制

この「基本方針」の推進にあたっては、市役所担当課で構成する庁内連絡会や、各課に配置している同和問題職場研修推進員を中心とした推進体制を整備し、市政のあらゆる分野で人権教育及び啓発を推進するとともに、人権情報の収集・共有、啓発・研修の実施、及び人権問題に関する調査・研究などを総合的・効果的に推進するため、先進事例等を調査し、推進体制の強化に努めます。

また、出雲市同和教育・啓発推進会議をはじめ、様々な推進組織において、個別の人権問題に即したこれまでの取組に加えて、すべての人の基本的人権を尊重するという普遍的視点からの推進が図られるよう教育・啓発に努めるとともに、これらの推進組織との連携・協力のもと、人権尊重の社会の構築をめざします。

さらに、地域の中で人権教育・啓発の中核的な推進役を担えるような指導者の育成を図ります。

2 関係機関等との連携

人権教育・啓発を効果的に推進していくためには、市民一人一人の学習や行動とともに、社会全体の取組が必要であり、国・県・市の行政機関はもとより、地域を構成する学校、PTA、関係機関、団体、企業等がそれぞれの役割に応じて協力し合い、連携していくことが重要です。

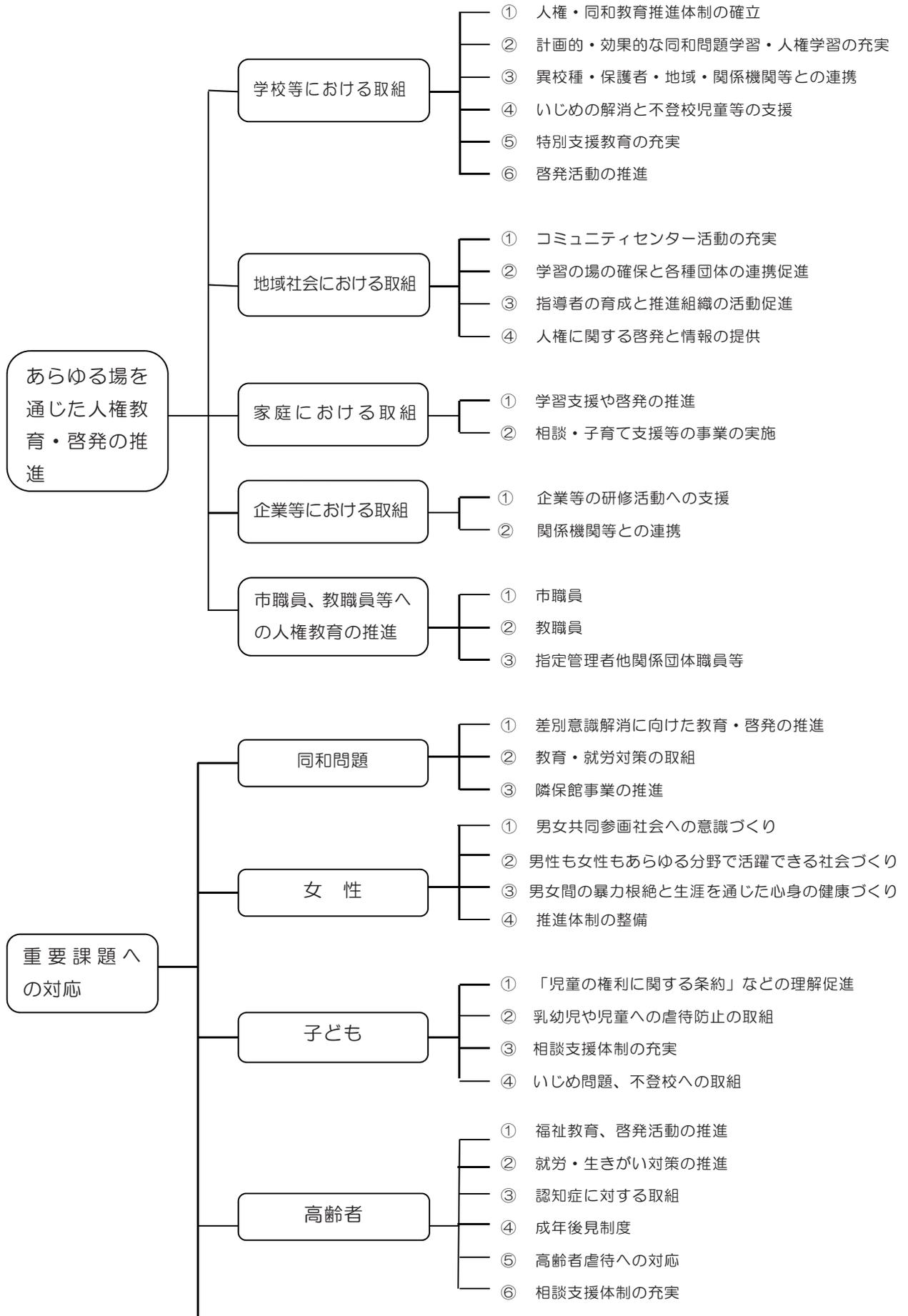
そのため、今後とも国・県の施策と連携するとともに、人権問題の解決をめざす多くの民間団体や企業、ボランティア組織、自主的な学習グループなどに対して研修教材や情報の提供などの支援を行い、人権教育・啓発の効果的な推進を図ります。

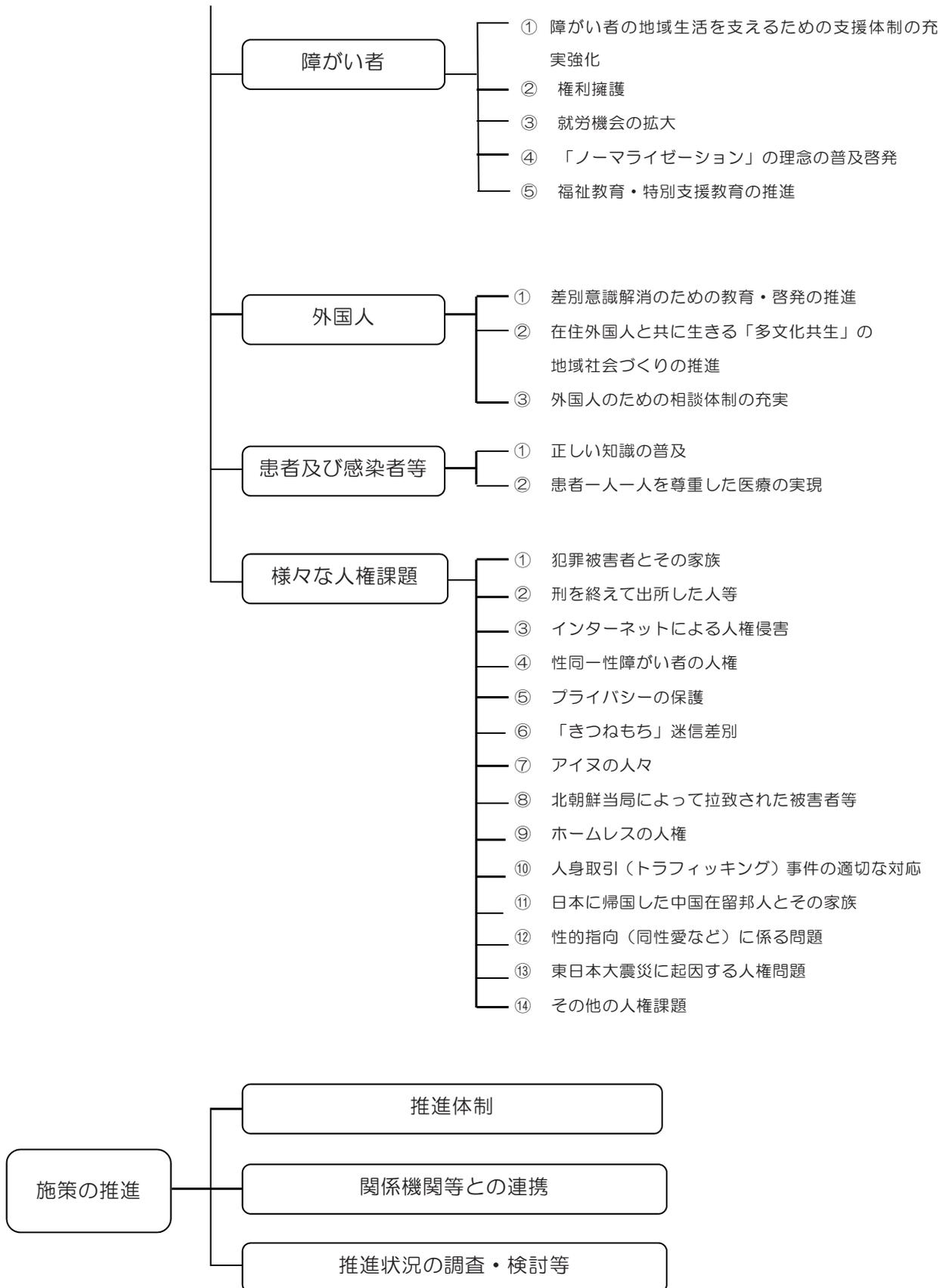
3 推進状況の調査・検討等

この「基本方針」の実効性を高めるため、庁内連絡会において各分野の取組状況について調査・検討を行うとともに、「意識調査」を5年ごとに実施し、その取組の成果を調査・分析します。

また、「基本方針」は概ね5年後に見直しを行うこととしますが、社会状況によっては、これにかかわらず見直しを行います。

出雲市人権施策推進基本方針の施策体系





資 料 編

世界人権宣言

1948年12月10日

第3回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかさういかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たっては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的な集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤勞し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤勞条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤勞に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤勞する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齡その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

昭和 21 年 11 月 3 日公布

昭和 22 年 5 月 3 日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第 3 章 国民の権利及び義務

第 11 条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第 12 条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 13 条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条

すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第 19 条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 21 条

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条

学問の自由は、これを保障する。

第24条

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

第97条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画

平成9年7月4日

人権教育のための国連10年推進本部

平成6年(1994年)12月の国連総会において、平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの10年間の「人権教育のための国連10年」とすることが決議された。

これを受けて、政府は「人権教育のための国連10年」に係る施策について、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、平成7年(1995年)12月15日、閣議決定により、内閣に人権教育のための国連10年推進本部を設置した。

推進本部は平成8年(1996年)3月18日、第1回会合を開催し、政府として積極的な取組を推進していくことを確認した後、国内行動計画の策定作業を進め、平成8年(1996年)12月6日に、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画(中間まとめ)を公表した。

その後、推進本部においては、中間まとめに対して各方面から寄せられた意見等に十分配慮しつつ検討を進め、このたび「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を取りまとめた。

人権教育のための国連10年推進本部は、この国内行動計画に掲げられた諸施策の着実な実施等を通じて、人権教育の積極的推進を図り、もって、国際的視野に立って一人一人の人権が尊重される、真に豊かでゆとりのある人権国家の実現を期するものである。

(注)「人権教育」とは、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と「人権教育のための国連10年行動計画」において定義されている。

1. 基本的考え方

- (1) 冷戦終了後、東西対立の崩壊とともに、世界各地で地域紛争やこれに伴う顕著な人権侵害、難民発生など、深刻な問題が表面化した。しかし、一方で東西対立の崩壊は、国際社会全体での議論を可能とする環境を創り出し、人権に取り組む気運が高まった。

平成5年(1993年)には、世界人権宣言採択45周年を機に、これまでの人権活動の成果を検証し、現在直面している問題、今後進むべき方向を協議することを目的としてウィーンにおいて世界人権会議が開催された。この会議は全ての人権が普遍的であり、人権が正当な国際的関心事であることを確認し、人権教育の重要性を強調した点で重要な出来事であった。以後、国連としての人権に対する取組も強化され、平成6年(1994年)には人権問題を総合的に調整する役割を担う国連人権高等弁務官が創設されたほか、第49回国連総会(平成6年(1994年)12月)では「人権教育のための国連10年」を決定する決議が採択された。また、平成7年(1995年)9月に北京で開催された第4回世界女性会議においては、女性の権利は人権であることが明確に謳われるとともに、人権教育の重要性が指摘された。こうした動きは、人権に対する国際的関心が結晶化したものである。

人権の擁護・促進のためには、そもそも人権とは何かということを各人が理解し、人権尊重の意識を高めることが重要であり、人権教育は、国際社会が協力して進めるべき基本的課題である。

- (2) 人権教育の推進に当たっては、このような国際的潮流とともに、平成8年(1996年)5月17日の地域改善対策協議会意見具申に述べられている次のような認識を踏まえることが重要である。

「今世紀、人類は、二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和が如何にかけがえのないものであるかを学んだ。しかし、世界の人々の平和への願いにもかかわらず、冷戦構造の崩壊後も、依然として各地で地域紛争が多発し、多くの犠牲者を出している。紛争の背景は一概には言えないが、人種、民族間の対立や偏見、そして差別の存在が大きな原因の一つであると思われる。こうした中で、人類は、『平和のないところに人権は存在し得ない』、『人権のないところに平和は存在し得ない』という大きな教訓を得た。今や、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりつつある。このような意味において、21世紀は『人権の世紀』と呼ぶことができよう。

我が国は、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとする人権に関する多くの条約に加入している。懸案となっていた『あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約』(人種差別撤廃条約)にも加入

した。世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、全ての人の人権が尊重され、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、『人権の世紀』である21世紀に向けた我が国の重要な責務というべきである。」

- (3) 翻って我が国社会を見ると、依然として、様々な人権問題が存在している。また、近年、著しく国際化、ボーダーレス化が進展している状況下において、広く国民の間に多元的文化、多様性を容認する「共生の心」を醸成することが何よりも要請される。このため、各種の啓発と相まって、人権に関する教育の一層の充実を図る必要がある。さらに社会の複雑化、個人の人権意識の高揚、価値観の多様化等に伴い、従来あまり問題視されなかった分野においても各人の人権が強く認識されるようになってきたことから、新たな視点に立った人権教育・啓発の必要性も生じてきている。このような我が国の現状に鑑みると、「人権教育のための国連10年」は、全ての人権の不可分性と相互依存性を認識し、人権尊重の意識の高揚を図り、もって「人権」という普遍的文化の創造を目指すものであって、その意義は極めて重要である。
- (4) この国内行動計画は、憲法の定める基本的人権の尊重の原則及び世界人権宣言などの人権関係国際文書の趣旨に基づき、人権の概念及び価値が広く理解され、我が国において人権という普遍的文化を構築することを目的に、あらゆる場を通じて訓練・研修、広報、情報提供努力を積極的に行うことを目標とする。
- また、人権教育を進めるに当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する取組を強化するとともに、本10年の展開において、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人などの重要課題に積極的に取り組むこととする。
- (5) さらに、我が国は人権分野でも国際社会において積極的な役割を果たして行くべきであり、特に国連を始めとする人権関係の国際的フォーラムは重要である。そのためにも、我が国の国民の生活が深く他国の国民の生活と結びついていることを認識しつつ、人権教育の推進を通じ、他国・他地域の人権状況についても関心を深め、国内外の人権意識の高揚を図っていくことが必要である。また、本10年の実施に当たっては、国内的実施措置とともに、国際社会、なかんずくアジア太平洋地域の国々と協力・協調して人権教育を促進していくとの視点が必要である。
- (6) また、人権の問題は、国民一人一人が人権の意識を高め、他者の価値を尊重する意識、態度の涵養が重要である。このためには、政府の果たす役割とともに、地方公共団体、民間団体等に期待される役割も大きい。
- このため、地方公共団体、民間団体等がそれぞれの分野において、この行動計画の趣旨に沿った様々な取組を展開することを期待する。政府としては、この計画を実施するに当たっては、これらの団体等の取組、意見に配慮する。また、人権教育を広く国民各層に浸透させるため、様々な機会をとらえて「人権教育のための国連10年」の趣旨等を広める必要がある。

2. あらゆる場を通じた人権教育の推進

(1) 学校教育における人権教育の推進

学校教育においては、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神にのっとり、人権教育を推進する。その際、依然として様々な人権問題が存在していることを踏まえ、初等中等教育においては、幼児児童生徒がすべての人の人権を尊重する意識を高める教育を一層充実する。また、大学教育においては、それまでの教育の成果を確実なものとし、人権意識を更に高揚させるよう配慮する。

特に、以下の諸施策を積極的に推進する。

- ① 初等中等教育において、児童生徒の発達段階に即し、各教科、道徳、特別活動等の特質に応じながら、各学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にされた教育を推進する。なお、幼児期の教育においては、幼児の発達の特性を踏まえ、人権尊重の精神の芽生えを育むことに努める。
- ② 研究指定校等による実践的調査研究や各種資料の作成等により、人権教育に関する指導内容・方法を充実させる。また、このような趣旨を実現するため、地方公共団体や学校による、地域や学校の実態に即した取組を一層促進する。さらに、教員等を対象とする各種研修や情報の提供等により学校における人権教育を支援する。
- ③ 各大学における人権に関する教育・啓発活動について、一層の取組に配慮する。

(2) 社会教育における人権教育の推進

社会教育においても、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、人権尊重の意識を高める教育が推進されてきており、今後とも、人権を現代的学習課題の一つとして示した生涯学習審議会答申（平成4年

(1992年)7月)等を踏まえ、生涯学習の振興のための各種の施策を通じて、人権に関する学習を一層推進していく。

特に、以下の諸施策を積極的に推進する。

- ① 公民館を始めとする社会教育施設を拠点とした学級・講座の開設、ボランティア活動の推進を図るとともに、大学の公開講座の実施等により、人権に関する学習機会を充実させる。
 - ② 人権に関する学習活動を総合的に推進するための事業を実施する。
 - ③ 非識字問題の解消を図る識字教育を充実するとともに、障がい者等の学習機会を充実させる。
 - ④ 人権に関する学習活動のための指導者養成、資料の作成、学習情報提供・学習相談体制の整備・充実にを図る。
- (3) 企業その他一般社会における人権教育等の推進
- 企業その他一般社会においても、人権思想の普及・高揚のための人権教育・啓発を推進しているところであるが、人権尊重の意識のさらなる高揚を図るため、特に以下の施策を推進する。
- ① 人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策について調査研究する。
 - ② 一般社会における人権教育の手法等に関する調査研究、人権教育に関するプログラムの開発及び人権擁護に関するマニュアル、パンフレット、教材、資料等の作成を行い、これによる効果的な啓発活動を推進する。
 - ③ 世界人権宣言を始めとする国連人権関係文書の趣旨の普及・広報及びマスメディアの活用を図る。特に世界人権宣言採択50周年に当たる平成10年(1998年)には、記念式典を始めとする各種記念事業を実施する。
 - ④ 人権擁護委員を始めとする人権教育の指導者の育成及びボランティアの積極的活用を図る。
 - ⑤ 人権に関する情報の整備・充実にを行い、一般市民が利用しやすい環境を整備する。
 - ⑥ 人権相談体制の充実により人権思想を普及・高揚させる。
 - ⑦ 財団法人人権教育啓発推進センターにおける、人権教育及び人権啓発を推進し、支援するための活動に対して、関係省庁はこれを積極的に支援する。
 - ⑧ 企業等に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう指導・啓発を行う。
- (4) 特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進
- 人権教育の推進に当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対して、人権教育に関する取組を強化する必要がある。
- そこで、以下のとおり特定の職業に従事する者に対する研修等における人権教育の充実に努める。
- ① 検察職員
人権を尊重した検察活動を徹底するため、検察官及び検察事務官に対する各種研修における人権教育を充実させる。
 - ② 矯正施設・更生保護関係職員等
ア 刑務所、拘留所、少年院及び少年鑑別所等の矯正施設における被収容者の人権の尊重を図る観点から、矯正施設の職員の各種研修における人権教育を充実させ、施設の監督職員に対する指導を行う。
イ 保護観察対象者並びに刑務所や少年院等矯正施設に在所中の者及び引受人等関係者の人権の尊重を図る観点から、保護司研修及び更生保護関係職員に対する各種研修における人権教育を充実・徹底する。
 - ③ 入国管理関係職員
出入国審査、在留資格審査等の対象たる外国人及び入国者収容所等の収容施設における被収容者の人権の尊重を図る観点から、入国審査官、入国警備官等に対する各種研修における人権教育を充実させる。
 - ④ 教員・社会教育関係職員
学校の教員や社会教育主事などの社会教育関係職員については、各種研修、資料の作成等を通じ、人権に関する理解・認識を一層向上させる。
 - ⑤ 医療関係者
医師・歯科医師・薬剤師・看護婦・理学療法士・作業療法士等医療関係者を育成する学校や養成所における人権教育を拡充する。

⑥ 福祉関係職員

ア 民生委員・児童委員に対する人権に関する研修を充実させる。

イ ホームヘルパーや福祉施設職員に対する子ども、高齢者、障がい者等の人権に関する研修を充実させる。

ウ 社会福祉施設職員及び介護福祉士等の養成・研修に対し、人権意識の普及・高揚が図られるようその教育研修の内容を充実させる。

エ 保母養成施設など児童福祉関係職員養成所における子どもの人権についての教育を充実させる。

⑦ 海上保安官

法の励行に携わる海上保安官の人権を尊重する知識の涵養を図るため、海上保安大学校等の教育機関の学生に対する人権教育、海上保安官に対する階層別研修における人権教育を充実し、質の向上に努める。

⑧ 労働行政関係職員

労働基準監督署職員及び公共職業安定所職員については、各種研修の場を通じ、人権に関する理解・認識を一層向上させる。

⑨ 消防職員

消防大学校において、消防職員に対し、人権教育を実施する。

⑩ 警察職員

人権を尊重した警察活動を徹底するため、「警察職員の信条」に基づく職業倫理教養の推進、適切な市民応接活動の強化を始めとする被疑者、被留置者、被害者その他関係者の人権への配慮に重点を置いた職場及び各級警察学校における教育訓練を充実させる。

⑪ 自衛官

防衛大学校・各自衛隊の幹部候補生学校等における各教育課程での人権教育を推進する。

⑫ 公務員

すべての公務員が人権問題を正しく認識し、それぞれの行政において適切な対応が行えるよう各研修における人権教育を充実させる。

⑬ マスメディア関係者

人権問題に関してマスメディアが大きな影響力を有していることに鑑み、マスメディアに従事する関係者において人権教育のための自主的取組が行われることを促す。

3. 重要課題への対応

人権教育の推進に当たっては、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者等、刑を終えて出所した人等の重要課題に関して、それぞれの固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下での平等、個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意する。

(1) 女性

女性の人権に関しては、昭和54年(1979年)12月、第34回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択され、近年の国際会議においてもその重要性が大きく取り上げられている。

平成5年(1993年)6月にウィーンで開催された世界人権会議で採択された「ウィーン宣言及び行動計画」において、男女の平等な地位及び女性の人権、特に女性に対する暴力の根絶が打ち出され、同年12月には第48回国連総会において、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択された。

さらに、国連環境開発会議や国際人口・開発会議、社会開発サミットでも女性の人権の重要性が強調された。

平成7年(1995年)9月に北京で開催された第4回世界女性会議で採択された「北京宣言」において「女性の権利は人権である」と謳われ、「行動綱領」では、「女性と健康」、「女性に対する暴力」、「女性の人権」、「女性とメディア」、「女兒」等12の重大問題領域が設定され、具体的な行動が提案された。

国内的には、平成8年(1996年)7月、男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョンー21世紀の新たな価値の創造ー」が答申され、同年12月には、男女共同参画推進本部において、「男女共同参画2000年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年(西暦2000年)度までの国内行動計画ー」が策定された。

これらの動向及び「男女共同参画2000年プラン」を踏まえ、以下の取組を進める。

- ① 男女共同参画推進本部を中心に、男女共同参画社会の形成に向けて政府一体となった取組の一層の推進を図る。
- ② 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、政府が率先垂範して取組を進めるとともに、企業、各種団体等に対し協力要請を行い、社会的気運の醸成を図る。
- ③ 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革を図るため、人権週間、婦人週間等多様な機会、多様な媒体を通じ、国民的広がりを持った啓発・広報活動を展開する。また、女性の権利に関連の深い国内法令や、女子差別撤廃条約、第4回世界女性会議「行動綱領」等の国際文書の内容の周知に努める。
- ④ 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等のため、啓発等を行うとともに、働くことを中心に女性の社会参加を積極的に支援するための事業やその拠点施設の整備を実施する。
- ⑤ 農山漁村の女性が農林漁業・農山漁村の発展に対し、男性とともに積極的に参画できる社会を実現するため、農林漁業や農山漁村社会でのパートナーである男性を含めた家庭及び地域社会において農山漁村の女性の地位向上・方針決定への参画促進のための啓発等を実施する。
- ⑥ 性犯罪、売買春、家庭内暴力等女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、厳正な取締りはもとより、被害女性の人権を守る観点から、事情聴取等を被害者の希望に応じた性別の警察官が行えるようにするなど、必要な体制を整備するとともに、事情聴取、相談等に携わる職員の教育訓練を充実する。
- ⑦ 外国人女性の人権を守る観点から、入国管理等に携わる職員に対する人権教育の充実を図る。
- ⑧ 性の商品化や暴力表現が女性の人権を侵害している現状を改善し、女性の人権を尊重した表現を行うよう、また、方針決定の場に女性を積極的に登用するよう、メディアの自主的取組を促す。
- ⑨ 家庭、学校、地域など社会のあらゆる分野における男女平等を推進する教育・学習を充実させる。また、女性の学習・実践活動を通じた社会参加を促進する。
- ⑩ 我が国のイニシアティブにより国連婦人開発基金（UNIFEM）内に設置された「女性に対する暴力撤廃のための信託基金」に対して協力する。
- ⑪ 女性に対する人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発活動を充実・強化するとともに、人権相談体制を充実させる。

(2) 子ども

基本的人権の尊重を基本理念に掲げる日本国憲法及びこれに基づく教育基本法、児童福祉法等の法令並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の国際条約の趣旨に沿って、政府のみならず、地方公共団体、民間団体、学校、家庭等、社会全体が一体となって相互に連携を図りながら幼児児童生徒の人権の尊重及び保護に向けた取組を推進する。

特に、以下の諸施策を積極的に推進する。

- ① 学校教育において、幼児児童生徒の人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育指導や学校運営が行われるよう、児童の権利に関する条約の趣旨・内容を周知する。また、社会教育においても、同条約の内容・理念が広く理解され、定着されるよう、公民館等における各種学級・講座等を開設し、学習機会を充実させる。
- ② いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、その解決のための真剣な取組を一層推進する。また、児童生徒一人一人を大切にされた個性を生かす教育、教員に対する研修の充実、教育相談体制の整備、家庭・学校・地域社会の連携、学校外の様々な体験活動の促進など各種施策を推進する。
- ③ いじめ問題、虐待の防止など児童の健全育成上重大な問題についての総合的な取組を推進するとともに、児童の権利に関する啓発活動を推進する。
- ④ 犯罪等の被害に遭った少年に対し、カウンセリング等による支援を行うとともに、少年の福祉を害する犯罪の取締りを推進し、被害少年の救出・保護を図る。
- ⑤ 児童買春、児童ポルノ、児童売買といった児童の商業的性的搾取の問題が国際社会の共通の課題となっており、我が国としても、児童の商業的性的搾取の防止等について、積極的に取り組む。
- ⑥ 子どもの人権を守るための「子どもの人権専門委員」制度を充実・強化するとともに、電話相談を含めた人権相談体制を充実させる。
- ⑦ 保育所保育指針における「人権を大切に作る心を育てる」ため、この指針を参考として児童の心身の発達、

家庭や地域の実情に応じた適切な保育を実施する。

(3) 高齢者

高齢者が安心して自立した生活を送れるよう支援するとともに、高齢者がそれぞれの経験と能力を生かし高齢社会を支える重要な一員として各種の社会的な活動に積極的に参加できるための条件の整備を図る。

- ① 学校教育においては、高齢化社会の進展を踏まえ、主に社会科や道徳、特別活動において福祉教育を推進する。
- ② 高齢者の学習機会の体系的整備並びに高齢者の持つ優れた知識・経験等を生かして社会参加してもらうための条件整備を促進する。
- ③ 高齢者和其他の世代との相互理解や連帯感を深めるため、世代間交流の機会を充実させる。
- ④ 「敬老の日」の行事を通じ、広く国民が高齢者の福祉について関心と理解を深める。
- ⑤ 高齢化が急速に進行している農山漁村において、高齢者が精神的、身体的、経済的、社会的な面において生涯現役を目指し、安心して住み続けられるよう支援する。
- ⑥ 高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験等を活用し、65歳まで現役として働くことができる社会を実現するため、60歳定年の完全定着、継続雇用の推進、多様な形態による雇用・就業機会の確保のための啓発活動に取り組む。
- ⑦ 虐待その他高齢者に対する人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識の高揚を図るための啓発を行い、人権相談体制を充実させる。

(4) 障がい者

障がい者のライフステージの全ての段階において全人間的復権を目指すリハビリテーションの理念と、障がい者が障がいのない人と同等に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の下に、特に次のような施策の推進を図る。

- ① 障がい者の自立と社会参加をより一層推進し、障がい者の「完全参加と平等」の目標に向けて「ノーマライゼーション」の理念を実現するための啓発・広報活動を推進する（障がい者の日及び週間を中心とする啓発・広報活動等）。
- ② 障がいのある子どもに対する理解と認識を促進するため、小・中学校等や地域における交流教育の実施及び講習会の開催、小・中学校の教員等のための指導資料の作成・配布、並びに学校教育関係者及び保護者等に対する啓発事業を推進する。
- ③ 精神障がい者に対する差別、偏見の是正のため、地域精神保健福祉対策促進事業等に基づきノーマライゼーションの理念の普及・啓発活動を推進し、精神障がい者の人権擁護のため、精神保健指定医、精神保健福祉相談員等に対する研修を実施する。
- ④ 障がい者の社会参加と職業的自立を促進するため、障がい者雇用促進月間を推進し、全国障がい者雇用促進大会及び身体障がい者技能競技大会を開催するとともに、情報誌の発行等事業主を始めとする国民全般に対する啓発活動を推進する。
- ⑤ 障がい者に対する差別や偏見を解消するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発活動を充実・強化するとともに、人権相談体制を充実させる。

(5) 同和問題

同和問題に関する差別意識の解消を図るに当たっては、地域改善対策協議会意見具申（平成8年（1996年）5月17日）を尊重し、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築し、その中で同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、今後とも、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組を踏まえて以下の施策を積極的に推進する。

- ① 同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育及び啓発に関する事業については、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について（平成8年（1996年）7月26日閣議決定）」に基づき、次の人権教育・人権啓発の事業に再構成して推進する。特に教育に関する事業については、学校、家庭及び地域社会が一体となって進学意欲と学力の向上を促進する内容をも含むものとして推進する。

ア 人権問題啓発推進事業

イ 小規模事業者等啓発事業

ウ 雇用主に対する指導・啓発事業

- エ 教育総合推進地域事業
- オ 人権教育研究指定校事業
- カ 人権教育総合推進事業
- キ 人権思想の普及高揚事業

- ② 隣保館において、地域改善対策協議会意見具申（平成8年（1996年）5月17日）に基づき、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、総合的な活動を推進する。
- ③ 今後の教育及び啓発の中で同和関係者の自立向上という目標を重視するとともに、えせ同和行為の排除を徹底する。また、同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくりを推進する。さらに、教育の中立性を確保する。

(6) アイヌの人々

アイヌの人々に対する取組に当たっては、国民一般が、アイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状についての理解と認識を深め、その人権を尊重していくことが重要であり、その観点から特に以下の施策に取り組む。

- ① 平成8年（1996年）4月の「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」報告書の趣旨を尊重して、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」に基づき、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という。）が置かれている状況等に鑑み、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進する。
- ② 学校教育におけるアイヌの人々の人権についての教育は、社会科等において取り上げられており、今後とも引き続き、基本的な人権尊重の観点に立った教育推進のための教員の研修を充実させる。
- ③ 各高等教育機関等におけるアイヌ語やアイヌ文化に関する教育研究について、取組に配慮する。
- ④ 生活館において、アイヌの人々の生活の改善向上・啓発等の活動を推進する。
- ⑤ アイヌの人々に対する人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発活動を充実・強化するとともに、人権相談体制を充実させる。

(7) 外国人

今日、我が国社会は、諸外国との人的・物的交流の増大に伴い、外国人をめぐって様々な人権問題が生じている。

そこで、外国人に対する偏見・差別を除去するため、特に以下の施策を推進する。

- ① 外国人に対する人権問題の解決を図るため、外国人のための人権相談体制を充実させる。
- ② 外国人に対する差別意識解消のための啓発活動を推進する。
- ③ 定住外国人に対する嫌がらせや差別事象の発生を根絶するための啓発活動を推進する。

(8) HIV感染者等

① HIV感染者

ア 世界エイズデーの開催や、エイズに関するパンフレットの配布、各種の広報活動等を通じて、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見・差別を除去し、エイズ及びその感染者への理解を深めるための教育・啓発活動を推進する。

イ 学校教育においては、発達段階に応じて正しい知識を身に付けさせることにより、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別をなくすため、エイズ教育を推進し、教材作成及び教職員の研修を充実させる。

ウ エイズ患者やHIV感染者に対する誤解・偏見や差別意識を持つことのないよう、エイズに関する理解の促進のための学習機会を充実させる。

エ 職場におけるエイズ患者やHIV感染者に対する誤解等から生じる差別の除去等のためのエイズに関する正しい知識を普及する。

② ハンセン病

ハンセン病については、平成8年（1996年）に「らい予防法」が廃止されたところであるが、ハンセン病に対する差別や偏見の解消に向けて、ハンセン病資料館の運営、啓発資料の作成・配布等を通じて、ハンセン病に関する正しい知識の普及を推進する。

(9) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対する偏見・差別を除去し、これらの者の社会復帰に資するための啓発活動を実施する。

(10) その他

以上のほか、人権に関するその他の課題についても引き続き、偏見・差別を除去し、人権が尊重されるための施策を推進する。

4. 国際協力の推進

我が国は人権教育の分野での国際協力においても積極的な役割を果たしていくべきであり、その推進に当たっては、必要に応じ国連人権高等弁務官、国連人権センター等とも連携していくこととする。

- ① 国連総会、国連人権委員会における「人権教育のための国連10年」に関する取組に貢献する。
- ② 国連に設けられた「人権分野における諮問サービス及び技術的援助のための自発的基金」等の人権関係基金に協力し、これらの基金を用いて国連人権センター等が開発途上国に対して実施する人権教育関連のプロジェクトに寄与する。
- ③ 我が国からの開発途上国に対する人権教育関連の協力を引き続き推進する。
- ④ 我が国において国際的な人権シンポジウムを開催する。特に人権教育をテーマとすること、世界人権宣言採択50周年に当たる平成10年（1998年）には同宣言をテーマとすることを検討する。
- ⑤ 本国内行動計画については、国連人権高等弁務官に報告する。

5. 計画の推進

- (1) この計画を実施するため、政府においては、人権教育のための国連10年推進本部を軸として、行政機関相互の密接な連携を図りつつ、総合的な施策を推進するとともに、各省庁の施策の実施に当たっては、本行動計画の趣旨を十分踏まえることとする。また、「人権教育のための国連10年」の趣旨等について様々な機会をとらえ周知を図る。さらに、本行動計画の施策の積極的な推進等を通じ、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するための体制の在り方について検討する。政府全体の取組における連絡調整体制の在り方についても併せて検討する。
- (2) 本行動計画の実施に当たっては、人権擁護施策推進法に基づき法務省に設置された、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項等を調査・審議する人権擁護推進審議会における検討結果を反映させる。
- (3) 様々な差別意識の解消を図り、すべての人の人権尊重の意識を高めていくためには、地方公共団体その他の公的機関、民間団体等の果たす役割が大きい。このことに鑑み、これらの団体等が、それぞれの分野において、本行動計画の趣旨に沿った自主的な取組を展開することを期待するとともに、本行動計画の実施に当たっては、これらの団体等の取組や意見に配慮する。
- (4) この計画の推進状況について、定期的にフォローアップを行い、その結果を施策の推進に反映するとともに、この計画自体を必要に応じ見直す。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

平成 25 年法律第 65 号

第一章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。
(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第 10 条及び附則第 4 条第 1 項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関（これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ハ 国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ニ 内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法（昭和 22 年法律第 70 号）第 16 条第 2 項の機関並びに内閣府設置法第 40 条及び第 56 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ホ 国家行政組織法第 8 条の 2 の施設等機関及び同法第 8 条の 3 の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ヘ 会計検査院
- 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
 - イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）
 - ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
- 六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人（同法第 21 条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。
- 七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第4条 国民は、第1条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第6条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第3項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第9条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第3条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第10条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第4条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第11条 主務大臣は、基本方針に即して、第8条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第9条第2項から第4項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第12条 主務大臣は、第8条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第13条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第16条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第17条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第2項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者
（協議会の事務等）

第18条 協議会は、前条第1項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第2項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第1項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第19条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第20条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（主務大臣）

第21条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

（地方公共団体が処理する事務）

第22条 第12条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

（権限の委任）

第23条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

（政令への委任）

第24条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第25条 第19条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第26条 第12条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次条から附則第6条までの規定は、公布の日から施行する。

（基本方針に関する経過措置）

第2条 政府は、この法律の施行前においても、第6条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第6条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第3条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第9条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第9条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第4条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第10条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第10条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第5条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第11条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第11条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第6条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第8条第2項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の 推進に関する法律

平成 28 年法律第 68 号

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であつて適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第 3 条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 4 条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(相談体制の整備)

第 5 条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

部落差別の解消の推進に関する法律

平成 28 年法律第 109 号

(目的)

第 1 条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第 4 条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第 5 条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第 6 条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

地域改善対策協議会 意見具申

1996年5月17日
地域改善対策協議会

1 同和問題に関する基本認識

今世紀、人類は二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和が如何にかけがえのないものであるかを学んだ。しかし、世界の人々の平和への願いにもかかわらず、冷戦構造の崩壊後も、依然として各地で地域紛争が多発し、多くの犠牲者を出している。紛争の背景は一概には言えないが、人種や民族間の対立や偏見、そして差別の存在が大きな原因の一つであると思われる。こうした中で、人類は、「平和のないところに人権は存在し得ない」、「人権のないところに平和は存在し得ない」という大きな教訓を得た。今や、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりつつある。このような意味において、21世紀は「人権の世紀」と呼ぶことができよう。

我が国は、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとする人権に関する多くの条約に加入している。懸案となっていた「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）にも加入し、「人権教育のための国連10年」への本格的な取組みも開始された。世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、「人権の世紀」である21世紀に向けた我が国の重要な責務というべきである。

ひるがえって、我が国固有の人権問題である同和問題は、憲法が保障する基本的人権の侵害に係る深刻かつ重大な問題である。戦後50年、本格的な対策が始まってからも四半世紀余、同和問題は多くの人々の努力によって、解決へ向けて進んでいるものの、残念ながら依然として我が国における重要な課題と言わざるを得ない。その意味で、戦後民主主義の真価が問われていると言えよう。また、国際社会における我が国の果たすべき役割からすれば、まずは足元とも言べき国内において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である。

昭和40年の同和对策審議会答申（同対審答申）は、同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であると指摘している。その精神を踏まえて、今後とも、国や地方公共団体はもとより、国民の一人一人が同和問題の解決に向けて主体的に努力していかねばならない。そのためには、基本的人権を保障された国民一人一人が、自分自身の課題として、同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向けて努力する必要がある。

同和問題は過去の課題ではない。この問題の解決に向けた今後の取組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題である。そのような観点から、これまでの成果を土台とし、従来の取組みの反省を踏まえ、未来に向けた新たな方向性を見極めるべき時に差しかかっていると見えよう。

2 同和問題解決への取組みの経緯と現状

(1) これまでの経緯

明治4年の太政官布告は、同和問題の解決に向けた出発点になったが、十分な対策はとられず、強固な差別意識が残された。戦後、昭和28年度に隣保館設置の補助事業が始まり、昭和35年度からはモデル地区において総合事業が開始された。これらは新憲法の下での新しい一歩ではあったが、同和地区の生活実態はなお劣悪であり、全国的にみて対策の不均衡もみられた。

昭和40年の同対審答申は、あらゆる意味で今日までの対策の基礎になってきた。同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であるとの基本認識を明確にし、国や地方公共団体の積極的な対応を促したことなど、同和問題の解決を図る上でこの答申が果たした歴史的意義は極めて大きい。答申がなされてから既に30年余り経過しているが、同和問題の早期解決に向けて、この答申の趣旨を今後とも受け継いでいかねばならない。

同対審答申を踏まえ、昭和44年に10年間の限時法として同和对策事業特別措置法（同対法）が制定され、その後の3年間の延長も含め、特別対策が総合的に推進された。この間の対策により、物的な基礎整備が急速に進展するなど大きな成果をあげたが、心理的差別の解消の面では大きな課題が残った。また、事業の進展に伴い、一部に周辺地域との均衡や一体性を欠いた事業の実施がみられたり、えせ同和行為などの新たな問題も発生してきた。

このため、同対法に基づく事業の中で必要なものを継承しつつ、それまでの施策の反省を踏まえた地域改善対策特別措置法（地対法）が昭和57年に5年間の限時法として制定された。その後、昭和62年、地域改善対策の一般対策への円滑な移行のための最終法として提案された現行の地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）が5年間の限時法として制定され、平成4年に5年間延長された。地対法、地対財特法を通じ、特別対策を必要に応じて見直しながら引き続き実施する一方、心理的差別の解消を目指した啓発事業の積極的な展開を図るとともに、行政の主体性の確立、えせ同和行為の排除などの適正化対策が推進され、現在、地対財特法の期限まで、残り約1年という段階に差しかかっている。

（2）現状と課題

これまでの対策の効果を測定し、同和地区の実態や国民の意識等について把握するため、平成5年度に同和地区実態把握等調査（実態調査）が実施された。当部会では「同和地区実態把握等調査に関する小委員会」を設置し、この調査結果に基づいて、同和問題の解決に向けた課題を整理した。

以下は、その要点である（別添同小委員会報告の「まとめ」の部分参照）。

①現状

同和地区においては、若い世代が就職や結婚のために同和地区外へ転出する傾向がみられ、全国平均に対して高齢化の比率が若干高くなっている。同和関係者が同和関係者以外の者と結婚するケースは増加の傾向を示している。また、住宅、道路等の物的な生活環境については改善が進み、全体的には、同和地区と周辺地域との較差はみられない。下水道普及率は、全国平均に比べて大幅に低くなっているが、都市規模別にみると、大きな差はみられない。

高等学校等進学率は向上してきており、ここ数年9割を超えているが、全国平均と比べるとなお数ポイントの差がみられる。最終学歴については、高等教育修了者（短大・大学等）の比率が20歳代、30歳代では40歳以上に比べてかなり高くなっているが、全国平均との差はなお大きい。

就労状況は、若年齢層を中心に、安定化する傾向にあるが、全国平均と比較すると、不安定な就労形態の比率が高くなっている。就労先は全体的に小規模な企業の比率が高くなっている。また、年収の面では、全国平均に比べて全体的に低位に分布しており、世帯の家計の状況も、全般的にみると依然として全国平均よりも低位な状況にある。農業経営世帯は、小規模農家が多く、農業従事者が高齢化してきている。事業経営世帯では、小規模な個人経営が多い。

同和地区の人であるということによって約3割の同和関係者が人権を侵害されたとしているが、公的機関に相談した者は少数にとどまっている。同和問題に関する国民の差別意識は、着実に解消へ向けて進んでいるものの、同和関係者との結婚問題を中心に依然として残っている。

隣保館の利用比率は高く、同和地区外住民も多数利用している。

地域改善対策の適正化については、改善された点もみられるものの、個人給付的事業の資格審査の実施、公営住宅等の家賃の見直し、地方公共団体単独事業の見直し、団体補助金の交付に際しての審査、公的施設の利用規程の整備などの点で、不十分な状況がみられる。

②これまでの成果と今後の主な課題

実態調査の結果からみて、これまでの対策は生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備がおおむね完了するなど着実に成果をあげ、様々な面で存在していた較差は大きく改善された。

しかし、高等学校や大学への進学率にみられるような教育の問題、これと密接に関連する不安定就労の問題、産業面の問題など、較差がなお存在している分野がみられる。差別意識は着実に解消へ向けて進んでいるものの結婚問題を中心に依然として根深く存在している。また、人権侵害が生じている状況もみられ、その際の人権擁護機関の対応はなお十分なものとは言えない。さらに、適正化対策もなお不十分な状況である。

同和問題の解決に向けた今後の主要な課題は、依然として存在している差別意識の解消、人権侵害による被害の救済等の対応、教育、就労、産業等の面でなお存在している較差の是正、差別意識を生む新たな要因を克服するための施策の適正化であると考えられる。これらの課題については、その背景に関して十分な分析を行い、適切な施策が講じられる必要がある。

3 同和問題解決への展望

（1）これまでの対策の意義と評価

同対法以来これまで三度にわたる特別法が制定され、四半世紀余にわたって同和地区、同和関係者に対象を限定した特別対策が実施されてきた。同対審答申の当時は、同和地区や同和関係者が事実上一般対策の枠外に置かれていたという状況や、心理的差別と実態的差別の相互作用が差別を再生産しているという悪循環がみられた。この悪循環を断ち切り、生活実態の早急な改善を図るには、迅速な事業の実施と全国的な水準の引上げを図ること等が必要とされ、これらの法律により期間を限って、国が財政上の特別措置を講じることにより、所要の施策の推進に努めてきた。

このような考え方の下に推進されてきた特別対策は、極めて大きな意義をもつものであった。すなわち、物的な生活環境をはじめ様々な面で存在していた較差が大きく改善された。また、これによって物的な生活環境の劣悪さが差別を再生産するというような状況も改善の方向に進み、差別意識の解消に向けた教育及び啓発も様々な創意工夫の下に推進されてきた。さらに、対策の実施は全国的に進展し、地方公共団体にとって財政的負担が特に大きい物的な基盤整備はおおかた完了したとみられる。これらを総合的に勘案した場合、一般的にみれば、これまでの特別対策は現行法期限内におおむねその目的を達成できるものと考えられる。

これまでの対策は上述のように大きな意義があったが、2(2)に述べたように深刻な課題が残されているとともに、現時点でみれば反省すべき点も少なくない。事業の実施に当たって周辺地域との一体性を欠いたり、啓発などのソフト面の取組みが不十分であったことにより、いわゆる「ねたみ意識」が表面化するなど差別意識の解消に逆行するひずみが指摘されてきた。また、これらの特別対策は、施策の適用上、地区や住民を行政が公的に区別して実施されてきたものであり、それが住民の意識に与える影響等、この手法に内在する問題点も指摘されている。

(2) 今後の施策の基本的な方向

特別対策は、事業の実施の緊要性等に応じて講じられるものであり、状況が整えばできる限り早期に一般対策へ移行することになる。一方、教育、就労、産業等の面でなお存在している較差の背景には様々な要因があり、短期間で集中的に較差を解消することは困難とみられ、ある程度の時間をかけて粘り強く較差解消に努めるべきである。

このようなことから、従来の対策を漫然と継続していたのでは同和問題の早期解決に至ることは困難であり、これまでの特別対策については、おおむねその目的を達成できる状況になったことから、現行法の期限である平成9年3月末をもって終了することとし、教育、就労、産業等のなお残された課題については、その解決のため、4で述べるような工夫を一般対策に加えつつ対応するという基本姿勢に立つべきである。

本報告に盛り込まれた施策を実現していくため、法的措置の必要性を含め各般の措置について具体的に検討し、これに基づいて、国及び地方公共団体は、基本的人権の尊重と同和問題の一日も早い解決をうたった同対審答申の精神とこれまでの成果を踏まえつつ、それぞれがその責務を自覚し、今後とも一致協力して、これらの課題の解決に向けて積極的に取り組んでいく必要がある。

同対審答申は、「部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない」と指摘しており、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。

4 今後の重点施策の方向

(1) 差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進

① 基本的な考え方

差別意識の解消のために教育及び啓発の果たすべき役割は極めて大きく、これまで様々な手法で施策が推進されてきた。しかしながら、同和問題に関する国民の差別意識は解消へ向けて進んでいるものの依然として根深く存在しており、その解消に向けた教育及び啓発は引き続き積極的に推進していかなければならない。

教育及び啓発の手法には、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点からアプローチしてそれぞれの

差別問題の解決につなげていく手法と、それぞれの差別問題の解決という個別的な視点からアプローチしてあらゆる差別の解消につなげていく手法があるが、この両者は対立するものではなく、その両者があいまって人権意識の高揚が図られ、様々な差別問題も解消されていくものと考えられる。

今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組みを踏まえて積極的に推進すべきである。

同様な観点から、「人権教育のための国連10年」に係る施策の中でも、同和問題を我が国の人権問題における重要な柱として捉え、今後策定される国内行動計画に基づいて教育及び啓発を積極的に推進し、同和問題に関する差別意識の解消に努めるべきである。

②実施体制の整備と内容の創意工夫

国や地方公共団体においては、これまでの積み上げられてきた成果や手法への評価を踏まえて、実施体制の整備や必要な施策について検討すべきである。その際、「人権教育のための国連10年」に係る施策の積極的な推進等による差別意識の解消に向けた教育及び啓発の総合的かつ効果的な推進という観点を踏まえる必要がある。また、従来特別対策として行ってきた学校教育や社会教育の関係事業、及び就労対策、農林漁業対策、中小企業対策の中で行ってきたものを含む各種の啓発事業については、人権教育、人権啓発の推進という観点から再構成すべきである。

公益法人等の公的な性格を有する民間団体、社会教育関係団体や民間企業も、今後の教育及び啓発において重要な役割を担うことが期待される。特に、財団法人地域改善啓発センターは、啓発活動の実践、多様な主体が実施する教育・啓発活動に対する情報提供など種々の支援等の面で引き続き重要な役割を果たしていくことが期待され、今後の教育及び啓発との関連において、その在り方を必要に応じ見直していくことが望まれる。

今後の教育及び啓発を更に効果的なものとしていくためには、それぞれの主体における実施体制の整備とあわせ、多様な主体が連携協力するための横断的なネットワークの形成、その中核的な媒体となる情報データベースの整備、公務員研修等を通じた指導者の養成、優れた教材や手法を開発するための調査研究など、教育や啓発の共通基盤となる要素が整備される必要がある。また、人材養成等の観点から、大学教育においても人権問題に対する一層の対応が強く望まれる。

教育及び啓発の内容の面でも、様々な課題に対する国際的な人権教育・啓発の成果、経験等も踏まえ、公正で広く国民の共感を得られるような更なる創意工夫を凝らし、家庭、地域社会、学校などの日常生活の中で実践的に人権意識を培っていくことが必要である。このため、例えば、多様な興味関心への対応、知識の伝達にとどまらない日常生活や地域の実態に即した実践性、感性への訴えかけ、誰もが参加しやすい明るく楽しい雰囲気づくりと意見や感想の自由な交換の重視、マスメディアの活用といった観点から、その内容・手法については一層の創意工夫を凝らしていくことが望まれる。

また、いたずらに「禁句」にとられることにより、意識の中に建前と本音の乖離が生じ、問題の本質の正しい理解が妨げられることのないよう、特に留意すべきである。その意味でもメディアの役割は重要である。

(2) 人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化

①基本的な考え方

同和問題の本質的な課題は、同和関係者に対する人権侵害の解消を図るとともに人権侵害が発生しないような社会的意識を確立することであるが、残念ながら今なお同和関係者に対する人権侵害が生じている。不幸にして人権侵害が発生した場合には、司法機関による解決のほか、人権擁護機関が中立公正な立場から相談、勧告等の対応をしてきたところであるが、現行の体制では被害の簡易迅速な救済という観点からはなお十分なものとは言えない。

人権擁護制度の在り方は、その国の人権に対する姿勢を示していると言っても過言ではない。同和関係者に対する人権侵害などあらゆる人権侵害に対して、被害の救済を含めてより有効な対応が図られるよう、人権擁護制度の充実強化に取り組むべきである。教育及び啓発という観点からも、人権侵害が発生した際に、関係者に対し適切な人権擁護措置を講ずることは極めて大きな意味をもつものと考えられる。

②人権侵害救済制度の確立

あらゆる人権侵害に対して、事実関係の調査や被害の救済等を含め簡易迅速かつ有効適切な対応が図られるよう、各国の取組み等国際的な潮流も視野に入れ、現行の人権擁護制度を抜本的に見直し、21世紀にふさわしい人権侵害救済制度の確立を目指して鋭意検討を進めるべきである。

③人権擁護委員制度の充実と人権相談業務の推進

上述のように人権擁護制度全般にわたって突っ込んだ検討が必要であるが、人権擁護委員制度の在り方についても、既に種々の問題点が指摘されているところであり、より積極的な活動が期待できる適任者を確保するための方策、人権擁護委員の活動をより活性化するための方策、さらには、その活動を実効あるものにするための方策等について、総合的に検討する必要があるものと考えられる。

人権相談業務は、人権侵害による被害の救済等の対応の端緒として重要な意味を持っている。法務局等の人権擁護機関と地方公共団体は相互に緊密な連携の下に、公共施設などの国民の利用しやすい場所において市民がいつでも気軽に相談できるような窓口の整備を積極的に進めるべきである。また、相談に応じる職員や人権擁護委員の対応能力の向上を図ることが不可欠である。さらに、人権擁護制度について国民に知ってもらうための努力も重要であり、教育・啓発活動と連携を図りつつ、人権相談業務の内容、相談体制について積極的に周知を図るべきである。

(3) 地域改善対策特定事業の一般対策への円滑な移行

①基本的な考え方

既に述べたように、現行の特別対策の期限をもって一般対策へ移行するという基本姿勢に立つことは、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものではない。今後の施策ニーズには必要な各般の一般対策によつて的確に対応していくということであり、国及び地方公共団体は一致協力して、残された課題の解決に向けて積極的に取り組んでいく必要がある。

この一般対策への移行を円滑に行うためには、下記に述べるような一部の事業等については一定の工夫が必要と考えられる。その具体化に当たっては、一般対策への移行の趣旨に照らせば限定的でなければならないが、既存の一般対策の状況、なお残されている課題の状況、地方公共団体の財政状況等を踏まえた上で、これまでの施策の成果が損なわれるなどの支障が生ずることのないよう配慮すべきである。

②工夫の方向

環境改善の分野のうち、小集落地区等改良事業の場合は、既に着工済みであるが地対財特法期限までの事業完了が困難と見込まれるものがみられ、かつ、この事業を実施している地方公共団体の中には財政力の弱いものがみられることから、当該事業の完了に支障が生じることのないよう、国として適切に対応すべきである。

また、小規模な集落における環境改善のニーズに全体としての確に応えられるよう、受皿としての面的整備事業の手法を検討すべきである。なお、公共下水道については、中小都市や町村において全国的に普及が遅れており、整備の促進が図られるべきである。

社会福祉の分野においては、隣保館について、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、今後一層発展していくことが望まれる。

地域の実態把握や住民相談といった基本的な機能に加え、教養文化活動の充実や地域のボランティアグループとの連携など地域社会に密着した総合的な活動を展開し、さらにこれらの活動を通じて日常生活に根ざした啓発活動を行うことが期待される。このため、隣保館等の地域施設において各種の事業を総合的にかつ活発に展開することができるよう、国として適切に対応すべきである。また、保育についても、家庭環境に対する配慮や地域との連携など、きめ細かな保育を行っていけるよう、国として適切に対応すべきである。

教育の分野においては、高等学校の進学率や中退率、また大学への進学率をみても全国平均と比べてなお較差がみられる状況であり、その背景にある様々な要因も考慮した場合、教育を巡る課題は今なお多く、較差の解消にはある程度の時間を要するものと考えられる。高等学校等進学奨励費補助事業については、教育が就労の安定、生活水準の向上等社会生活の多くの分野の改善を図る上での基礎的条件をなすものであることにかんがみ、他の奨学資金制度との整合性、運用の適正化等、様々な論議に留意しながら、当面、所要の施策を講ずることが望ましいと考えられる。その際、これまでの成果が損なわれることのないよう十分配慮し、自立促進の観点に立ち、今後一層の進学意欲と学力の向上を目指して、学校、家庭、地域社会が一体となった総合的な取組みが必要である。

就労の分野においては、中高年齢層を中心に不安定就労者の比率が全国平均と比べて高い状況であり、就労を巡る課題は今なお多く、較差の解消にはある程度の時間を要するものと考えられる。職業の安定は、直接生

活水準の向上に寄与し、社会生活の改善を図る上で基本となるものである。このため、若年齢層を含めた一層の就労の安定を目指し、施策のニーズを踏まえ、全体の体系の中で受皿としての事業の検討を含め国として適切に対応すべきである。

農林漁業対策の分野においては、経営基盤の小規模零細性、高齢化、担い手の減少などの問題を抱えており、小規模零細な農林漁業者における生産基盤や共同利用施設の整備について、全体の体系の中で受皿としての事業の検討を含め国として適切に対応し、農林漁業の振興に努めるべきである。

中小企業対策の分野においては、生活水準の較差等につながる経営面での較差を是正するため、中小企業の共同化の促進、巡回相談等について全体の体系の中で受皿としての事業の検討を含め国として適切に対応し、中小企業の振興に努めるべきである。

相談員、指導員等については、受皿の検討を含め円滑な移行に努めるべきである。

(4) 今後の施策の適正な推進

①基本的な考え方

これまでの当協議会意見具申等の中で、行政の主体性の確立、同和関係者の自立向上、えせ同和行為の排除、同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくりの必要性が指摘されているが、今日においてもなお十分な状況とは言えない。それだけ、この問題の難しさがあるものと考えられるが、引き続き、これらを達成するための息の長い取り組みが必要である。

②行政の主体性の確立

これまでの指摘を踏まえた国や地方公共団体の努力により、改善された点もみられるものの、残念ながら、実態調査の結果からみてなお課題が残されている状況であり、具体的な問題点について引き続き厳しく是正すべきである。

このため、行政職員の研修の体系的な実施に努めるとともに、個人給付的事业における返還金の償還率の向上等の適正化、著しく均衡を失った低家賃の是正、民間運動団体に対する地方公共団体の補助金等の支出の一層の適正化、公的施設の管理運営の適正化、教育の中立性の確保について、引き続き関係機関を指導すべきである。また、国税の課税については、国家行政の根幹にかかわる問題であり、その公正を疑われることのないよう、より一層の主体性をもって引き続き適正・公平な課税の確保に努力すべきである地方税の減免措置についてもその一層の適正化に今後とも取り組むべきである。さらに、行政の監察・監査・会計検査等については、必要に応じてこれらの機能の一層の活用が図られるべきである。

また、今後、行政には、3でも述べたように、基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、真摯に、かつ的確に、地域の状況や事業の必要性に応じ、施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。

③同和関係者の自立向上

現在の同和地区が真に住みよい地域社会としてさらに発展していくためには、ソフト面での自主的な住民活動が重要であり、これを促進するためには、同和関係者の意識の醸成や指導者となる人材の養成が必要である。

また、同和問題の解決を図る上で同和関係者の自立への意欲は重要な要素である。このため、教育や啓発の中で同和関係者の自立向上という目標を重視し、それらを支援するための方策も検討すべきである。

④えせ同和行為の排除

えせ同和行為は、その行為自体が問題とされ排除されるべきものであるだけでなく、差別意識の解消に向けた教育や啓発の効果を覆し、同和問題の解決に真剣に取り組んでいる者や同和関係者に対する国民のイメージを著しく損ねるものである。そして、国民に対して、この問題に対する誤った意識を植え付け、同和問題解決の大きな阻害要因となっている。法務省が平成7年1月に実施した、えせ同和行為実態把握のためのアンケート調査によれば、1事業所当たりの要求件数の減少、要求に対する拒否率の上昇など改善された点もみられるものの、全体的には被害が依然として深刻な状況である。これまで、昭和62年に国が、えせ同和行為対策中央連絡協議会を設置して、えせ同和対策大綱を策定し、これに基づき情報交換、手引書の作成、啓発などに取り組んでいるが、被害が依然として深刻であることにかんがみ、えせ同和行為の排除の一層の強化を図るべきである。

えせ同和行為に対処するには、同和問題を正しく理解することが何よりも重要である。

また、刑事事件に該当するものについては引き続き厳格に対処すべきであり、不当要求には毅然とした態度をとること、組織全体で対応すること、法務局、警察の暴力団取締担当部署、弁護士会の民事介入暴力被害者救済センターなどに早期に相談すること等を行政機関、企業等に更に徹底すべきである。なお、同調査結果で

は、えせ同和行為に対して行政機関が無責任な対応をし、企業が不信感を持っていることをうかがわせる事例もみられることから、行政機関が率先して毅然とした態度をとるよう特に徹底すべきである。

⑤同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくり

「同和問題はこわい問題であり避けたほうがよい」という風潮は、依然として、えせ同和行為が横行する背景となり、行政の主体性の欠如を生み、この問題に関する自由な意見交換を阻害してきた。教育や啓発を真に実効あるものとし、人権が尊重される社会を築きあげていくには、その基盤として同和問題に対する正しい認識を深めるための自由な意見交換のできる環境づくりが不可欠である。同時に、教育や啓発に当たって、意見や感想を表明しやすい方法を工夫することも重要と考えられる。

(5) その他

国においては、「人権教育のための国連10年」に係る施策の積極的な推進等を通じ、同和問題をはじめとする差別意識の解消に向けた教育及び啓発を総合的かつ効果的に推進できるよう、その体制の在り方について検討する必要があると考えられる。その際、既に述べた「人権の世紀」とも言うべき21世紀に向けた今後の政府全体としての取組みにおける連絡調整体制についてもその在り方を併せて検討すべきである。

地方公共団体においても、本報告を受けた国の施策の今後の方向及びその趣旨を踏まえ、地方単独事業について更に見直しを行うことが強く望まれるほか、同和問題の解決と人権の尊重に向けた行政の取組みについて改めて検討すべき時期にきているものと考えられる。その際、国と同様、「人権教育のための国連10年」に係る施策の推進体制の在り方や「人権の世紀」とも言うべき21世紀に向けた今後の取組みにおける連絡調整体制の在り方についても検討すべきである。

出雲市人権施策推進基本方針策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 本市における人権教育・啓発を総合的、計画的に推進するための指針として定めた出雲市人権施策推進基本方針（以下「基本方針」という。）を改定するに当たり、幅広く市民の意見を求めるため、出雲市人権施策推進基本方針策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、基本方針の改定に関し、必要な事項について調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内の委員で構成する。

委員会は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 人権・同和教育の啓発、推進に携わる者
- (2) 識見を有する者
- (3) その他市長が認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集してその議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬は、市長が別に定める額とする。

- 2 委員の費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例（平成17年出雲市条例第36号）第4条の規定を準用する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部人権同和政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が委員会に諮りこれを定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成29年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

(この要綱の失効)

- 3 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

出雲市人権施策推進基本方針策定委員会名簿

(敬称略)

	分野	氏名	所属・職名等	備考	
1	学校教育	春日 正 信	出雲市教育研究会人権・同和教育部長 (出雲市立檜山小学校長)	副会長	
2	社会教育	大 森 康 正	出雲市生涯学習委員		
3	啓発・相談	伊 藤 博 敏	人権擁護委員		
4		石 飛 淑 子	出雲市同和教育啓発指導員		
5		橋 本 智 子	出雲市隣保館指導職員		
6		山 根 優 子	人権学習グループゆうやけの会代表		
7		企 業	三 村 浩 美	出雲公共職業安定所長	
8			石 倉 敬 久	出雲商工会議所事務局長	
9	女 性	久 野 み ち る	出雲市男女共同参画推進委員		
10	子ども	土 肥 正 幸	出雲児童相談所副所長		
11	高齢者	高 見 澄 江	出雲高齢者あんしん支援センター センター長補佐 (社会福祉士)		
12	障がい者	井 上 明 夫	出雲市障がい者施策推進協議会委員 (社会福祉法人ふあっと理事長)		
13	同和問題	永 瀬 豊 美	雲南市人権センター人権・同和教育啓発指導講師 元出雲市同和教育啓発指導員	会 長	
14	外国人	山 本 正 敏	出雲国際交流協会会長		
15	患者及び 感染者等	遠 藤 修	出雲保健所総務健康部長		

出雲市人権施策推進基本方針策定委員会開催状況

平成 29 年 7 月 18 日 第 1 回 基本方針策定委員会

- ・ 委員委嘱
- ・ 基本方針改定の趣旨及びスケジュールについて
- ・ 基本方針の組立について
- ・ 人権課題等に関わる市の取組の現状について
- ・ 意見交換

平成 29 年 9 月 28 日 第 2 回 基本方針策定委員会

- ・ 基本方針改定（案）について
- ・ 意見交換

平成 29 年 12 月 25 日 第 3 回 基本方針策定委員会

- ・ 基本方針改定（案）について
- ・ 意見交換

平成 30 年 3 月 26 日 市長報告（会長・副会長）

出雲市総務部人権同和政策課

〒693-0022 出雲市上塩冶町 2657-1（出雲市隣保館内）
TEL0853-22-7506

出雲市のホームページに基本方針を掲載しています。

<http://www.city.izumo.shimane.jp>

E-mail jinken@city.izumo.shimane.jp

出雲市教育委員会学校教育課

〒693-8530 出雲市今市町70
TEL0853-21-6224